

One for all, all for one.

村 本 孜

0. はじめに
1. 生命保険会社のサイトに見る“One for all, all for one.”
2. “One for all, all for one.” - 相互扶助 -
3. 保険理論における相互性(相互扶助)
 - [3.1] 相互性に関する議論
 - (1) 相互性の意味
 - (2) 保険事業は相互扶助の制度か
 - [3.2] 相互性を重視しない議論: 保険概念の本質とは
 - (1) 保険概念
 - (2) 保険概念による金融商品の整理
 - (3) 共済
 - [3.3] 相互会社における相互扶助性 - リスク・シェアリング -
4. ソーシャル・キャピタル (social capital. 社会的資本, 社会関係資本) との関連
 - [4.1] ソーシャル・キャピタル
 - [4.2] 経済理論とソーシャル・キャピタル
 - [4.3] ネットワーク経済性
 - [4.4] クラブ財
 - [4.5] ソーシャル・イノベーションとの関連で
5. 内部補助 - 相互扶助の経済理論 -
6. 協同組織金融機関の内部補助
7. “One for all, all for one.” の文献的考察
 - [7.1] 語源
 - [7.2] 安藤昌益の『統道真伝』[1752]の「万万人が一人である」
 - [7.3] ヨーロッパでの諸文献
 - (1) デュマ『三銃士』[1844], 『スイス紀行記』[1833]
 - (2) カペー『イカリヤ旅行記』[1845]
 - (3) リストのスコア
 - (4) ライファイゼン『信用組合論』第2版[1872]
8. ロッチデール公正先駆者組合

[8.1] ロッチデール組合と報徳社

[8.2] ロッチデール原則

9. 結び

[参考文献]

0. はじめに

生命保険や協同組織金融の問題を扱うときに、往々にして遭遇するのが、相互扶助の精神を表現する“*One for all, all for one.*”なる語句である。この語句はスイスの国の非公式ながら、しかし伝統的な標語（モットー、スローガン）としても知られるものであるものの¹⁾、学界的には、この語句をめぐって特段の議論があるわけではない。ただこの語句の意味する相互扶助は、経済学的考察では、内部補助の理論の援用が可能な分野である。協同組織・相互組織の考え方については、経済理論のクラブ財による説明も有効である²⁾。

生命保険会社は、従来、相互扶助を前面に掲げて、組織形態も相互会社という保険会社のみ認められた組織を採ってきた。近年、グローバル化の進展の中で競争に対応する必要性から相互組織金融機関の demutualization（脱相互化）と呼ばれる株式会社化の潮流が各国で進行してきた³⁾。欧米では、相互組織の生命保険会社が、株式組織へ転換し、また同じく相互組織のイギリスの住宅金融組合（Building Society）やアメリカの貯蓄貸付組合（Savings and Loan Association）も株式組織への転換が進んできた。日本でも相互会社組織の生保会社の株式会社化が進んで、相互会社は5社にまで減少している⁴⁾。

しかし、グローバル化の限界ないし市場主義の弊害が認識され、金

1) <http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%B9%E3%82%A4%E3%82%B9>http://en.wikipedia.org/wiki/Unus_pro_omnibus_omnes_pro_uno

2) 協同組織金融機関についての内部補助とクラブ財の適用については、村本 [2010] 第5章参照。

3) 詳しくは、村本 [2010] 第6章、特に pp. 206~223 を参照。

4) 日本で、相互会社形態の生命保険会社の創設に尽力したのが、矢野恒太である。矢野は医学部を卒業後、1890年に日本生命の専属社医として入社後、共済生命を経て、農商務省に入り相互主義に基づく相互会社の法制化である保険業法起草・施行に携わり、同省初代保険課長を務めた。1901年に同省を退職し、自らの理想とする日本最初の相互会社形態の生命保険会社である第一生命相互会社を1902年に設立した。その後、それまで有限ないし株式会社形態であった保険会社も、第2次大戦後、相互会社に転換した。矢野の事歴については、『第一生命百年史』（2004年3月）序章第2節に詳しい。

融的には排除問題 (financial exclusion) の顕在化, 貸し渋り・貸し剥がし, 多重債務問題といった市場の失敗に対応するには, 協同組織の機能が再認識されている。とりわけ, 世界金融危機の関連で, 金融機関の行動が景気の振幅を大きくするというプロシクリクカリティ問題が議論されているが, 一般の金融機関とは異なる目的関数を有する協同組織金融機関がその相互扶助性から景気の振幅を緩和する方向で金融機能を発揮しうる存在であると考えられる点が認識されている。そこで, 標題の “One for all, all for one.” の語句に関心が高まっているともいえよう。

興味深いことは, 相互組織 (mutual form) の生保会社はもとより, 株式組織 (stock form) の生保会社でも, 経営方針・経営理念には相互扶助を意味する “One for all, all for one.” (「一人は万人のために, 万人は一人のために」) が常套句となっており, 「相互扶助の精神」と並んで, 生保会社の企業理念の根幹に掲げられている点である。

本稿では, “One for all, all for one.” の文献的起源を探ることに注目して考察するもので, 特段の新発見はなく, 備忘的論稿に過ぎない。また, 思想的淵源を探るという学説史的には重要な課題, すなわちこの語句を掲げた思想がマルクス等の思想に与えた影響というものであるが, この点は別の機会に譲りたい⁵⁾。

1. 生命保険会社のサイトに見る “One for all, all for one.”

生命保険会社の経営理念は, 相互主義ないし相互扶助にあるといわれている⁶⁾。そこで, “One for all, all for one.” ないしその考え方が如何に組み込まれているのをチェックしてみる。

〔日本生命〕 相互組織の日本生命相互保険会社は, ホームページの経営基本理念の冒頭に「共存共栄, 相互扶助の精神に基づく生命保険事業は」と掲げ, 相互扶助を謳っている。ホームページの保険の基礎知識を解説した項では,

5) この点に関しては, 服部 [1999], 長山 [2002] 等を参照。

6) 生命保険についての相互主義・相互性に関しては, 保険学界で保険本質論として長い議論がある(野津 [1935], 水島 [1970] [1975] [1982], 山内 [1982] [1983], 長濱 [1992] など)。近年の展開は, 生命保険が相互主義ないし内部補助の制度であるかは, 十分条件にすぎないという議論が主流のようである。たとえば, 堀田 [2003] や宇野 [2012] 等。以下の [3.1] を参照。

保険の仕組みとして「一人は万人のために、万人は一人のために」それが生命保険の基本精神です」と記載して、“One for all, all for one.”を明示している⁷⁾。

〔富国生命〕 同じく相互組織の富国生命保険相互会社のホームページには、経営理念には明示はないが、「保険を学ぶ」の項の「はじめての保険選び」の中で「ひとりとは万人のために、万人は一人のために - 見知らぬ人同士の思いやりで保険はカタチづくられているのです」と記載されている⁸⁾。

〔ソニー生命〕 株式組織のソニー生命保険株式会社のホームページでも、企業理念（コーポレートスローガン）の中の「ライフプランナー憲章」で「愛と信頼に基づく相互扶助の精神こそ、生命保険の本質である」と謳っている。さらに、保険の基礎知識を説明した項で、「生命保険の本質は、相互扶助にもとづく生活保障 - 生命保険は、事故や災害、病気などによって一定収入を維持できなくなったとき、経済的打撃をカバーするための「生活保障」の制度です。大勢の人が公平に保険料を出し合うことにより、大きな共有の準備財産をつくり、いざというときに経済的に助け合う「相互扶助」の仕組みで成り立っています」と記載されている⁹⁾。

〔第一生命〕 日本最初の相互会社形態でスタートし、2010年4月に株式会社に転換した第一生命株式会社は、相互会社時代には経営方針・経営理念の冒頭に「ご契約者第一主義」を掲げ、「生命保険事業は「一人は万人のために、万人は一人のために」を基本思想とする相互扶助機能を本質としています」としていた。株式会社化後は「お客さま第一主義」に変え、相互扶助に関する記述はなくなっている。ただし、経営理念には明示されはしないが、CSRをDSR（Dai-ichi's Social Responsibility：第一生命グループの社会的責任）と読み替えた上で、その社会貢献の項の健康増進活動の中に「生命保険業を営む当社は、相互扶助の精神「一人は万人のため、万人は一人のため」のもと、骨髄バンクドナー登録と献血を推進しています」と記載して、相互扶助を掲げている。DSRの2011年度のハイライトを整理した項の生保事業を通じた安心の絆の部分では、「生命保険は多数の法則に基づく高度な技術的仕

7) <http://www.nissay.co.jp/kojin/kiso/shikumi/>, 2012年11月20日アクセス。

8) <http://www.fukoku-life.co.jp/learn/flash/flash.html#flash/flash.html>, 2012年11月20日アクセス。

9) <http://www.sonylife.co.jp/examine/knowledge/insurance/index.html>, 2012年11月20日アクセス。

組みと「一人は万人のために、万人は一人のために」という人と人との絆が組み合わされた相互扶助の制度です」と記載している。

また、ホームページの採用情報の機関経営職の項の会社概要説明でも「経営理念「お客さま第一主義」の実現に向けて」の中で「一人は万人のために、万人は一人のために」。第一生命は相互扶助の精神に則り、明治35年日本で最初の相互会社として設立されました」と記載して、相互扶助の精神を掲げている。このように、株式会社化後も相互扶助の精神は失われていない。但し、ホームページでの検索上は困難になった印象である¹⁰⁾。

〔生命保険文化センター〕 生保業界の広報部門である生命保険文化センターのホームページには、「大勢の人による「相互扶助」 - 生命保険は、大勢の人が公平に保険料を負担しあい、いざというときに給付を受ける、大勢の人による「助け合い」「相互扶助」の仕組みで成り立っています」と表記され、相互扶助が生命保険の基本であることが明示されている¹¹⁾。

〔全労災〕 協同組織である生協の保険部門である全労災もホームページで「一人は万人のために、万人は一人のために」という言葉に象徴されるように、人と人との協同を原点に、組合員の生活を守り、豊かにすることを目的として活動する組織が協同組合です。日本では、農業協同組合・漁業協同組合・中小企業等協同組合・生活協同組合等、それぞれ根拠法や所管省庁も異なりますが、さまざまな産業分野で多くの協同組合が活動しています」と明示している。元々、協同組織なのでこの表現は当然であろう¹²⁾。

以上の各社のホームページ等で見るように、組織形態の状況に拘わらず、生命保険事業は相互扶助の精神の下に行なわれていると理解できる。長濱 [1992] は、保険加入は「相互会社の社員になることによって、まさに協同組合加入時のようなメリットとともに生命保険事業への投資に対するリターンを得ること

10) <https://daiichi2014.webentry.jp/pr/about/index.html>, 2012年11月20日アクセス。高橋 [2011] は、「第一生命の「第一」は、従来は日本最初の相互会社という意味の「第一」であったが、株式会社化を機に「いちばん、人を考える」、すなわち一番という意味での「第一」に変わった。……「いちばん、品質の高い会社」、「いちばん、生産性の高い会社」、「いちばん、従業員の活気あふれる会社」そして「いちばん、成長する期待の高い会社」となるべく」としている (p. 22)。

11) http://www.jili.or.jp/knows_learns/basic/whatis.html, 2012年11月20日アクセス。

12) <http://www.zenrosai.coop/zenrosai/about/index.php#index04>, 2012年11月20日アクセス。

が可能となる」¹³⁾とし、相互会社と協同組織の類似性を指摘している。

そもそも、保険 (insurance) は、将来のリスクに対処する仕組みの一つであり、リスクの顕現に応じて金銭等の受渡しを行なう契約である。予め保険料をプールしておき、リスクの顕現に応じて保険金をそこから支払うシステムであり、リスクのプール (pool) とシェア (share) を行なうものである。同じようなリスクに直面しているグループ (リスクの顕現値はもちろん異なる) で保険を形成し、リスク実現後の所得分布などを均等化させることを「グループでリスクをプールする」「メンバー間でリスクをシェアする」と呼ぶが、その実現を図るのが相互組織である相互会社なのである。

2. “One for all, all for one.” - 相互扶助 -

株式組織に対して、協同組織 (cooperative form) を採る金融機関 (信金・信組・労金・農協) あるいは生協等の協同組合、さらに金融 NPO・NPO バンク等を支える考え方は、相互扶助 (“One for all, all for one.”) であるといわれる。

協同組織金融機関のサイトをチェックすると、信用協同組合の中央機関である全国信用協同組合連合会のホームページには、信用組合の説明の項に「営利を目的とせず、相互扶助の理念に基づき」という表現があり、信用組合の歴史を紹介した中にドイツの起源について「都市部ではヘルマン・シュルツェ・デーリチュが、農村部ではフリードリッヒ・ウィルヘルム・ライファイゼンが世界で初めての信用組合を設立しました。このため、シュルツェは「ドイツ市街地信用組合の父」、ライファイゼンは「ドイツ農村信用組合の父」と呼ばれています。また、ライファイゼンは「三銃士」やラグビーの世界でも使われていた「一人は万人のために、万人は一人のために」の言葉を信用組合に引用しており、これは現在でも信用組合の精神として語り継がれています」と記載している¹⁴⁾。

13) 長濱 [1992] pp. 65~66。

14) http://www.zenshinkumiren.jp/deai/deai_history.html, 2012年11月22日アクセス。協同組織金融機関の相互扶助については、2007年4月5日の金融庁金融審議会リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループの報告「地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について - 地域の情報集積を活用した持続可能なビジネスモデルの確立を - 」の「補論協同組織について」において「非営利・相互扶助という特性を有する」という表現で明確化している。中小企業等協同組合法では第1条の目的条文中で「相互扶助の精神

同じく、協同組合の中央機関である JA 全中のホームページの「JA グループとは」にある「JA とは」の中に、「ところで、農業協同組合の「協同」とは、力を合わせ、目的に向かって仕事をするという意味です。組合員が、お互いに協力し心を合わせることが、協同組合活動の前提になります。こうした「相互扶助」は世界中の協同組合に共通する精神です。これを表す標語として、“Each for All All for One”（一人は万人のために 万人は一人のために）が広く使われています。」という記載がある¹⁵⁾。

生協も同様なコンセプトで運営されており、例えば、「コープこうべ」のホームページの「コープこうべのポリシー：コンプライアンス自主行動方針」には、「自助・共助、自己責任、民主主義、平等、公正を基本とし、連帯、正直、誠実、公開、社会的責任、他人への配慮という倫理的価値を信条とします。「愛と協同」「一人は万人のために万人は一人のために」精神に基づき、組合員・消費者の生活の文化的・経済的な改善向上をはかり、公の福祉を増進するとともに、健全な社会の確立に向けてあらゆる面で法令・倫理を遵守して行動します。」と明記している¹⁶⁾。

このように、協同組織・協同組合では、“One for all, all for one.” が明記されている。信用金庫の中では、さわやか信金がホームページのトップの金庫名の横に明示し、あたかもロゴマークのように併記している。さらに、「さわやか信用金庫の目指すもの」には、同金庫のモットーとして掲げており、「さわやか信用金庫すべての役職員が骨の随までたたき込み、あらゆる機会に絶えず実践するモットーは、one for all（一人はすべての人のために）all for one（すべての人は一人のために）です。このモットーのもつ高邁な志と比類なき同土愛のたいまつを誇り高く揚げ、21 世紀に相応しい信用金庫業界のリーディング・

に基づき」と規定している。信金法、労金法、農協法、生協法などには相互扶助の規定はない。また、協同組織金融機関のあり方を検討した金融審議会協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ中間報告（2009 年 6 月 29 日）では、「協同組織金融機関は、本来、相互扶助を理念とし、非営利という特性を有するものと位置づけられて」と整理した。

15) <http://www.zenchu-ja.or.jp/profile/index.html>, 2012 年 11 月 22 日アクセス。

16) <http://www.kobe.coop.or.jp/about/compliance.html>, 2012 年 11 月 22 日アクセス。「こうべコープ」は、その前身である神戸購買組合・灘購買組合（1920 年創立）に賀川豊彦が関わったことで知られる。同ホームページには、「一人は万人のために、万人は一人のために」の社会を実現する協同組合の中心思想を、賀川は「利益共楽」「人格経済」「資本協同」「非搾取」「権力分散」「超政党」「教育中心」とした書を残している、という記載とその扁額の写真がある(<http://www.kobe.coop.or.jp/about/toyohiko/extent.html>)。

カンパニーを目指します。」としている。

このほかに，“One for all, all for one.”で表現される理念は，スポーツのラグビーでも一般的に使用されている。ラグビー発祥のイギリスのラグビー・スクール (Rugby school) のサイトにはそれに関する記載はない¹⁷⁾。日本のラグビー界の頂点にある財団法人日本ラグビーフットボール協会の行動規範には，「【基本原則】 本協会役員，職員，選手および関係者は，「フェアプレイの精神」「ノーサイドの精神」および「ワン・フォー・オール オール・フォー・ワン」に代表されるラグビー精神を尊重し，事業活動に関わるすべてのステークホルダーに対し，人間尊重を行動の基本精神とする誠意ある行動をとり，自己責任の原則に基づき法令，社会規範，協会規約等を遵守し，積極的に関係者とのコミュニケーションを実践しながら社会参画し，公平かつ公正に事業活動を行ないます。」¹⁸⁾と規定し，“One for all, all for one.”を明示している。

保険に関する“One for all, all for one.”は，ドイツの保険学者 Manes, A. (1877~1963) が用いたというのが通説というが¹⁹⁾，言葉としては彼以前からも協同組織ないし協同組合の関係で広く使用されていたと思われる（後述）。いずれにしても，理念としての相互扶助 (“One for all, all for one.”) は，スポーツの世界だけでなく，経済行為としても十分な存在意義を有している。

3. 保険理論における相互性（相互扶助）

[3.1] 相互性に関する議論

(1) 相互性の意味

“One for all, all for one.”は，保険理論的に見ると，保険によって形成される危険団体ないし保険団体の構成員が精神的に結ばれているという意味での「相互性」として理解されている。危険団体ないし保険団体というのは，保険に加入する者の集まり・集合ないし保険を成立させる集団（保険集団）である。

ところが，この危険団体ないし保険団体は，大数の法則が適用される結果であり，その構成員の精神的結合（連合あるいは紐帯）を前提としていないとさ

17) <http://www.rugbyschool.net/>, 2012年11月24日アクセス。

18) <http://www.rugby-japan.jp/about/cons.html>, 2012年11月24日アクセス。

19) 水島一也 [1979] p. 4. 近見・吉澤・高尾・甘利・久保 [2006] p. 37. Manes, A., *Versicherungswesen*, Leipzig, und Berlin, 1922, S. 22.

れる。保険の「相互性」は精神的結合を意味するのではなく、保険の数理的あるいは技術的仕組みを意味しているものと理解される。したがって、保険の「相互性」は、大数の法則が適用され、収支相等の法則および給付反対給付の原則が妥当するようにその運営がなされることを意味しているのである²⁰⁾。つまり、保険理論的には、相互性ないし相互扶助は前提ないしその本質ではないと考えられている。

直感的には、保険の相互扶助としては、保険給付を受ける者が他の保険加入者の保険料からの分配を受けるという広義での相互扶助と（内部補助）、保険数理的観点からの厳密な（狭義の）相互扶助、を区別すべきであろう。

（２） 保険事業は相互扶助の制度か

保険における相互扶助についても多くの議論があり、近代的保険の理念に関しては、種々の解釈がある。例えば、堀田 [2003] は、「保険事業は相互扶助の制度である」という主張について、「近代的保険には正確に当てはまらない」とし、「保険には構造的に相互扶助性が存在」し、事故に遭わなかった者の保険料が事故に遭った者に再分配される点は相互扶助であるが、保険加入者は他人を助ける目的で保険に加入するわけではなく、「生活保障・賠償資力の確保のために加入するのであり、保険金受け取りは確率的結果に過ぎない」としている²¹⁾。

さらに、堀田 [2003] は、「近代的保険における相互扶助は、同質のリスクで構成されている保険集団の間で、確率的計算を根拠として結果的に発生する相互扶助である。その点で、加入者どうしの精神的連帯に基づく原始的保険や共済制度あるいは社会的連帯に基づいた社会保険とは異なる。したがって、純粋な民間保険において、低リスク者が高リスク者の保険料を負担すること、つまり内部補助は保険原理的には生じてはならないことになる」とする²²⁾。

とはいえ、現実には「あらゆる保険には、何らかの内部補助 (some subsidization) が発生している」と理解されており、民間保険においては、内部補助が発生する状況が他段階に及んでいる可能性がある²³⁾とされる。

20) 近見ほか [2006] p. 38。

21) 堀田 [2003] p. 112。

22) 堀田 [2003] pp. 112~113。

23) 堀田 [2003] pp. 113。以下は、堀田 [2003] pp. 113~115 による。

1) 単一リスクについての保険契約者間で発生する内部補助

民間保険においては同質なリスクで構成されているという仮定の下で存在するが、保険集団全体で見ると、実際には高リスク者から低リスク者へのリスクの移転が起きている。コスト負担から考えれば、低リスク者から高リスク者への金銭の移転が生じており、これが内部補助である。

2) 複数リスクについての保険契約者相互で発生する内部補助

一般に、複数リスクが1つの保険契約によって担保されているが、リスクごとに見ると、保険契約者間で内部補助が発生する。保険契約総体で見ると、内部補助のプラスとマイナスが完全に相殺されてしまうが、双方向に内部補助が発生している。

3) 単一の保険契約についての低リスク者から高リスク者への内部補助

単一の保険契約について、保険契約者相互で発生する内部補助で、保険契約を1つの単位としてみると、低リスク者から高リスク者への内部補助が発生する。

4) 異なる保険種目相互で発生する内部補助

保険種目を超えてコストの移転が発生する場合には、保険契約者の間でも内部補助が行なわれていることになる。例えば、火災保険と自動車保険の間でのコスト移転は、それぞれの保険契約者間での内部補助となる。

5) 付加保険料の部分での内部補助

純保険料の部分で内部補助が発生していなかったとしても、付加保険料部分（販売コストなど）が一部の保険契約者に過剰に負担される場合がある。販売コストが保険契約者によって異なる時、保険契約者の間で内部補助が発生することになる。

堀田 [2003] は、この他に、定義を拡大的に捉えるならばとして、保険契約者と保険企業の間で発生する内部補助、保険業界内における内部補助、を挙げている²⁴⁾。

[3.2] 相互性を重視しない議論：保険概念の本質とは

(1) 保険概念

保険学の領域では、保険の定義をめぐって種々の論があり、保険本質論とでもいうべき議論がある。特に、保険業法、保険法に保険の定義が存在しないこ

24) 堀田 [2003] p. 114。

とで、議論が錯綜しているのかもしれない。この点は、宇野 [2012] に詳しいので譲るとして、保険を成立させる集団（危険団体）というのは、“One for all, all for one.” が成立する集団として理解される。前述のように、この集団（危険団体）の構成員が助け合ったり、相互扶助を行なうのが、まさに“One for all, all for one.”である。この点を宇野 [2012] は、「危険団体の存在を前提にして保険が助け合いであるとしても、保険には助け合いというような要素も含まれるということではなく、保険自体の説明になっていない」と指摘している²⁵⁾。すなわち、保険イコール相互扶助ではないとの見解である。相互扶助は保険の十分条件でしかないと理解される。

それでは、保険とは何か、という点について、刀禰・北野 [1993] は、保険をリスクとの関連で捉えることを強調している。すなわち、危険（リスク）への対応として、危険の回避、危険の軽減、危険の保有、危険の移転を挙げ、危険の移転が保険だとする。危険を引き受ける者（保険会社）は同種の危険を多数に集める（危険のプール）ことにより、その危険の発生度合の変動を少なくすることが可能になり、危険発生に伴う損失をほぼ正確に予測でき、その予測損失を多数の保険加入者に分担させ、その分担金（保険料）総額が危険発生に伴う損失を補償するに十分な水準になるようにすれば、保険会社は保険加入者の損失補償に困ることはないし、保険加入者は多数で分担するので少額の負担で危険を移転可能となる、という²⁶⁾。このように、保険をリスク移転として整理するのが昨今の保険理論の主流である。

保険は、前述のように、その本質について種々の議論があるが、通常は「保険とは同様なリスクにさらされた多数の経済主体による、偶然な、しかし評価可能な金銭的ニーズの相互的充足」という定義がされる²⁷⁾。すなわち、単なる相互扶助ではなく、多数の経済主体が存在し、リスクが存在し、偶然ではあるが評価可能な金銭的ニーズを相互的に充足するという要件が必要で、より具体的には、大数の法則、収支相等原則²⁸⁾、給付反対給付均等の法則²⁹⁾がなければならない。その意味で、相互性というのは、保険の数理的あるいは技術的仕

25) 宇野 [2012] p. 59。

26) 刀禰・北野 [1993] pp. 6-9。

27) 近見ほか [2006] p. 8。これは、Manes によるものという。

28) 集団の構成員数を n 、保険料を P 、事故に遭遇して保険金を受領する者の数を r 、その受領保険金額を Z とすると、 $nP = rZ$ の成立する場合を収支相等原則という。

29) $P = (r/n)Z = wZ$ 。すなわち支払い保険料は受領するかもしれない保険金の期待値に等しい。

組みが存在し、大数の法則が適用され、収支相等の原則、および給付反対給付の原則が妥当するような運営がなされる保険システムのことなのである³⁰⁾。

保険（ないし共済）を支える保険原理（ないし共済原理）は、種々のリスクについて保険（ないし共済）を通じて集団でシェアすることにより、個人が確実に責任を負える程度のリスクに収めることを可能にするリスク・シェアリングがその根幹である。個人で負担しきれないリスクを集団でカバーし、内部補助によって補填するのである。

（２） 保険概念による金融商品の整理

金融論的に興味深いのは、保険類似のものが多くあることである。自家保険・キャプティブ³¹⁾、貯蓄、保証、信託、無尽・頼母子講、共済、賭博、富籤、恩給、慈善、保険デリバティブなどである。現代の保険理論では、これらを保険の構成要素から整理して議論している。典型は保険デリバティブとしてのCDS (credit default swap) で、保証と並んで保険の構成要素をみたまのである。

オプション取引も保険と理解される。コールオプションであれば、ある商品を一定の価格で買う権利、すなわち買い予約に選択権が付いたもので、商品の値上がりリスクに対する保険の役目を果たすことになる。例えば、輸入業者は、コールオプションを買うことで、ある一定の価格（行使価格）よりドル（外貨）を安く買う保証が得られる。ドル相場が値上がりした場合には、オプションを行使して予約価格（行使価格）でドルを買い、逆にドル相場が値下がりしたら、オプションを放棄して市場の時価でドルを買えるからである。

同様に、プットオプションは、ある商品を一定の価格で売る権利で、売り予約に選択権が付いたものであり、保有する商品の値下がりリスクに対する保険の役目を果たす。例えば、輸出業者は、プットオプションを買うことで、ある一定の価格（行使価格）よりドル（外貨）を高く売る保証が得られ、ドル相場が値下がりした場合には、オプションを行使して予約価格（行使価格）でドルを売り、逆にドル相場が値上がりしたら、オプションを放棄して市場の時価で

30) 近見ほか [2006] pp. 37~38。

31) Captive とは、保険以外の事業を手掛ける企業が、企業グループ内に保険子会社を設立して、そのグループや集団の保険をその子会社が引き受けるようにする仕組みで、「自家保険制度」とか「保険子会社」と呼ばれることもある。

ドルを売ることができるからである。

このように、保険概念を使って金融商品を整理することが可能である。

(3) 共済

保険類似のもののうち、共済は保険とほぼ同じであるが、共済は一定の地域あるいは職域を構成員とする点で、それらの制約のない保険とは異なる。共済は同じ職業、同じ地域に居住する者が組合を作り、組合員の死亡や所有財産の損害をカバーするもので、保険に類似する。しかし、加入者の範囲が職業・地域という限定的なもので、大数の法則が当てはまるほどの規模でないという点で保険とは異なるとされる。とはいえ、共済でも規模が大きくなると保険と変わらない状況が発生する。

刀禰・北野 [1993] は、共済についても職業・地域を共通にする者が組合を組織して、組合員やその家族の疾病・死亡、損害などを蒙ったときに、一定の給付を行なう相互扶助制度であるとし、純粹危険を対象とする点で保険に類似しているとする。加入者が多くない場合には、偶然的出来事の発生割合の変動が大きく、その予測が困難だが、大規模集団になると保険に近くなる。JA 共済などでは、相互扶助による共済資金の還元融資、剰余金の割戻しなどがある³²⁾。このように、共済はまさに “One for all, all for one.” なのである。

[3.3] 相互会社における相互扶助性 - リスク・シェアリング -

相互会社とは、日本では保険業法により保険会社にだけ認められた経営形態である。現在は、生命保険会社のみが相互会社を採用しており、現在は5社である（日本・住友・明治安田・富国・朝日）。株式会社化した社は、生保で大同生命（2002年）・太陽生命（2003年）・三井生命（2004年）・第一生命保険株式会社（2010年）、損保で共栄火災海上保険（2003年）である。

そもそも保険は、契約者の払った保険金が、万が一の事態に直面した人に支払われるという相互扶助の仕組みで成り立っていると考えると、この相互扶助の精神を最大限に生かそうという発想から生まれているのが相互会社とされる。保険を株主主権の下に置くと、保険加入者の利益よりも株主利益が優先する可能性があるため、保険加入者を社員とする相互組織の方が、保険制度に適していると考えられた。しかし、コーポレート・ガバナンス的にみると、株式会社

32) 刀禰・北野 [1993] pp. 19~20。

では、株主が取締役の経営を監視監督し、しばしば株主総会において取締役の責任追及が行なわれるのに対して、相互会社では、株主総会に替わる総代会が同様の機能を果たすか否かに議論がある。総代会制度は、総代と総代会が取締役等の経営を監視監督することになるが、総代と総代会は経営監視機能を果たすことが出来るのかに関して、その有効性に疑義を挟む論もある。しかし、個人的な経験では、生保相互会社の総代会の議論は活発であり、ガバナンス的に弱いとはいえない印象である。相互会社の課題はむしろ資本調達の高難性にあると思われる。

保険事業遂行の組織は、前述のように、「グループでリスクをプールする」ないし「メンバー間でリスクをシェアする」もので、その実現を図るのが相互組織である相互会社と考えられる。長濱 [1992] は、積極的な利益追求行動を相互会社にも認め、その剰余あるいは利益を可能な限り衡平に分配することで、社員への賦課を極力少なくしていくことを求めるとともに、閉鎖集団としての相互会社がありうるとしている。さらに、保険料が相互会社への出資という側面には、保険事業が保証の提供だけではなく、アセットマネジメント事業を営んでいるので、これへの投資である（生命保険事業への投資）であると、主張している³³⁾。

4. ソーシャル・キャピタル (social capital. 社会的資本, 社会関係資本) との関連

[4.1] ソーシャル・キャピタル

ソーシャル・キャピタル (social capital. 社会的資本ないし社会関係資本) が学界的に注目されて、四半世紀といわれる。その議論の中で、ソーシャル・キャピタルの種々の定義がなされているが、ソーシャル・キャピタルというのは、「広義で見れば「社会における信頼・規範・ネットワーク」を含んでおり、平たく言えば、信頼、「情けは人の為ならず」「持ちつ持たれつ」[お互い様]といった互酬性の規範、そして人やグループの間の絆を意味している」とされている³⁴⁾。ソーシャル・キャピタルは、協調的行動を容易にさせることにより社会の効率を改善させる信頼・規範、ネットワークなどの社会的仕組の特徴の

33) 長濱 [1992] p. 66。

34) 稲葉陽二・大守隆・近藤克則・宮田加久子・矢野聡・吉野諒三 [2011] p. 3。

ことで、信頼のような相互の利益のために協調や協力を促進するソフト面での人的な絆のことともいえる。ソーシャル・キャピタルは、信頼とそれを裏打ちする規範とネットワークのことともいえるのである。

特に、パットナム (Putnam [1993, 2000]) は、互酬性の規範や信頼に重きを置き、個人ではなく社会全体の協調的な行動に重点を置く。パットナムは、市場主義だけで経済活動が完結しないこと、グローバル経済という側面とコミュニティという側面の両面を見ないとアメリカ経済を理解できないという視点を指摘した。

パットナムは、民主主義政治の基盤としてソーシャル・キャピタル(そもそもはジェイコブズやコールマンによって用いられた)。協調的行動の重要性は、「コモンズの悲劇」「囚人のジレンマ」「公共財」「スト破り」などの事例に顕著で、社会の構成員がそれぞれ、協調的・利他的に行動すれば最も効用が高い結果を得られるはずなのに、市場原理主義に基づいて利己的に行動すると、個人的にも社会全体からみても効用が低い結果を招来してしまうというものである。

パットナムの主張は、市場原理主義に基づくグローバリズムだけでは経済社会の良好なパフォーマンスは得られず、それを補うものとしての協調的システムの必要性を指摘したものと考えられる。

[4.2] 経済理論とソーシャル・キャピタル

「社会における信頼・規範・ネットワーク」としても経済理論的には不明確なので、少し整理しておく。稲葉 [2007] によると、ソーシャル・キャピタルは、信頼・規範などの価値観と、個人や企業などとの間の具体的な関係であるネットワークとに区別される。前者の信頼・規範などの価値観は、社会や広範なグループに関するもので、対象となるメンバー全体への信頼・規範であり、特定の個人に対するものではない。この社会全般に対する信頼・規範は、非排除性や消費の非競争性という公共財の性質を持っている。これに対して、ネットワークは、特定の規範と結び付くと、特定のメンバーの間だけで消費の非競争性を持つクラブ財という性格を持ち、その規範の内容として互酬性を含んでいる³⁵⁾。

稲葉 [2007] は、ソーシャル・キャピタルの基本概念として、異質な者同士を結び付けるブリッジング型(橋渡し型)と、同質的な者同士が結び付くボン

35) 稲葉 [2007] p. 4~5。

ディング型（紐帯強化型）を区別できるとする。例えば、被災者救済のために種々の経歴の人々が集まる NPO 等はブリッジング型であり、各種の同窓会・県人会等はボンディング型である³⁶⁾。

[43] ネットワーク経済性

ネットワークは、電話・水道事業・電力事業・ガス事業などのネットワーク型サービスとしても理解される。ネットワークにおいて、加入者数が増えれば増えるほど、1 利用者の便益が増加するという現象のことである。利用者が増加により、一層利用者が増加するという、正のフィードバックが発生する。これをネットワーク経済性という。

例えば、電話網への最初の加入者の便益は明らかにゼロである。2 人目の加入者には、1 人目の加入者と通信ができるという便益があるため、この便益を加入に伴い費用と比較して、実際に加入するかどうかを決定することができる。しかしながら 2 人目の加入が 1 人目の加入者に与える便益は考慮されないため、ここに外部性が存在する。同様に、3 人目の加入者は、先の 2 人と通信できるという便益と加入の費用とを比較して、実際に加入するかどうかを決定することができる。しかしながら 3 人目の加入者が先の 2 人に与える便益は考慮されないため、ここにも同じく外部性が存在する³⁷⁾。

ネットワーク外部性は、消費者が同種の財の消費者に与える外部経済という意味で、ライベンシュタイン (Leibenstein, H.) のバンドワゴン効果と同じ性質を持っている。ネットワーク外部性が存在する場合、新規加入者にとっての便益は既存加入者の数に依存するために、加入者数の少ない間はなかなか普及しないが、加入者数がある閾値を超えると一気に普及するといった現象が発生する。

水道事業でも同様な効果がある。水道の配管が一つの地域に満遍なく敷設されれば、その地域に新規居住する者は低いコストで水道を引くことができるが、その地域から離れたところに新たに居住しようとする、敷設の費用は高額となる。すなわち、ネットワークが一度構築されると、その経済効果は大きいこ

36) 稲葉 [2007] p. 7.

37) Katz and Shapiro [1985] は、既存のネットワークに、新規の A が加入すると、既にネットワークに入った B は自らの契約について何らの変更をしないで、A に対する通話が可能になるというネットワークの経済性による便益が発生する、と指摘した (p. 424)。

とが分かる³⁸⁾。

[44] クラブ財

クラブ財というのは、同じ関心を持つ者がクラブを作ることによって効率的に経済活動・文化活動を行なうための財である³⁹⁾。たとえば、ゴルフ・テニスクラブ、劇場、お稽古クラブなどがその事例とされる（古典芸能・文化を維持してきた家元制。茶道や華道のように全国的に水準の高い組織（クラブ）など）。このほかに高速道路など公共性の高い財も含まれる。ゴルフ・クラブのメンバーになることは、プレーの権利を確保し、希望する日時に何時でもプレーすることができるし、予約なしのプレーや同伴者なしでのプレーも可能になるほか、メンバー同士の交流・交歓も可能になる。

協同組織金融機関の場合、会員ないし組合員になることによって、協同組織金融機関というクラブに加入し、融資という金融商品・サービスの提供を享受することになる。協同組織金融機関は、会員・組合員にはできるだけ共通のサービス提供を行なうとする。金融サービスであるから、信用リスク等に応じて、金利などの条件は相違するが、営利金融機関とは同じ条件にはしないような工夫を行なったり、金利は多少高くても、営利金融機関では融資を受けられない

38) 高田・茂野 [1998] p. 39。別荘地などで一戸だけが離れていると水道敷設には相当の費用負担が必要になるが、一定範囲にまとまった需要があれば、その需要者の費用負担は小さくなり、ネットワークの外部性が生じる。

39) クラブ財は、Buchanan [1965] [1971]、Tiebout [1956] の議論が嚆矢であるが、Pigou や Knight, F. にも淵源があるという (Sandler and Tschirhart [1980] p. 1481)。Sandler and Tschirhart [1980] によれば、クラブとは生産費用、メンバー制、排除可能財の特色を持つ mutual benefit 追求の voluntary group とされる (p. 1482)。

以下では、柴田・柴田 [1988] pp. 190~191, 207~216, 田中ほか [1999] pp. 100~103, 井堀 [2005] pp. 271~272, 360~362 など参照。また、「クラブ財とは、加入メンバーであるクラブ員のみにもその利用を認めることができる（排除性）が、その消費にあたっては一定水準まで競合しない（非競合性）というものである。そしてこのクラブ財の供給は、1人のみの負担では賄えないため、複数のクラブ員を募ることになる。このときクラブ財供給費用は、クラブ員が平等に負担することとすると、その一人当たり供給費用は、クラブ員数の増加に伴い低下する。この費用構造は、規模の経済と呼ばれる。他方、クラブ財は、利用水準が低い場合には競合なく受益することができるが、ある一定水準を超えると利用に関する混雑が発生する。この混雑現象は、クラブ員の受益水準を低下させるので、クラブ財の質が悪化することを意味している。すなわちクラブ財は、供給における規模の経済と、受益における混雑現象のトレード・オフに注目して、その最適なクラブ員数やクラブ財規模、そしてその負担方法を考察するモデルである。」という整理もある（澤野 [2006] pp. 232~233）。

(表1) クラブ財

	競 合	非競合 (利用者が増えても追加的な費用が発生しない。他の人の便益が減少しない)
排除可能	私的財	クラブ財 (高速道路) (テニス・クラブ, ゴルフ・クラブ, 家元制, 協同組織等)
排除不可能 (対価を払わない者を排除できない)	コモンプール財 (公海, 共有地)	純粹公共財 (防衛, 外交)

者にも融資を行なうことがある。労働金庫では、間接構成員という個々の労働者が何時借りても一定期間での金利負担が同じになるように住宅ローンの変動金利制をその住宅ローン商品の導入当初から設定してきた。

協同組織金融機関は、営利金融機関では融資を受けられない層への融資を、クラブへの加入によって保証しているとも考えられ、クラブ加入によって継続的に融資を受ける可能性を担保しているのである。無論、協同組織金融機関は徒に融資を実行するのではなく、融資に伴う経営相談・支援等を肌理細かく行なったり、融資実行可能なような状況を作り出すような相談・支援を事前的に行なうのである⁴⁰⁾。

さらに、協同組織金融機関のメンバーになることによって、情報の交換、ビジネスマッチング、販路開拓、種々の情報提供・交歓なども可能になり、融資という金融サービス以外の便益を享受可能になる。協同組織金融機関にとっても、メンバーになってもらうことにより、長期的な信頼関係（リレーションシップ）の構築はより可能になるので、情報の非対称性を緩和し、情報生産コストを軽減することが可能になる。

クラブ財は、そのクラブに加入することによって便益を得られる財である。会員制のゴルフ・クラブであれば、プレーをする場合に会員としての便益を得られる（会員としての予約, 会員としてのプレーフィー, 会員相互の懇親など）。ゴルフ・クラブは、ゴルフ・プレーという同時に同一の財・サービスが多数の

40) 協同組織がクラブ財であるかの議論は、Sandler and Tschirhart [1980] p. 1497. 彼らは、クラブ財としての協同組合の研究事例を指摘しているほか (p. 1512), 世代間クラブ財の例として professional associations を挙げている (p. 1513)。

メンバーによって消費，利用されるので，非競合性の条件を満たしている。メンバーが同時にプレーすれば，先の混雑現象の生じる惧れもあるが，メンバーを対象としたクラブ・コンペなどでは適正なハンディキャップ以上のメンバーに参加を制限して混雑現象を緩和することがある。また，同じコンペではハンディキャップを付けることで，プレーの公平性を図ることなどにより，メンバー間の力量による混雑現象を緩和する。

[45] ソーシャル・イノベーションとの関連で

ソーシャル・イノベーションという語は，イノベーションのコンテキストで散見するようになった⁴¹⁾。ソーシャル・イノベーションという概念は，ソーシャル・キャピタルとの関係で重要である。ソーシャル・イノベーションを，事業活動を通じて新しい社会的価値を創出することがソーシャル・ビジネスでその全体を指すとする説と，新しい価値創造プロセスのみを指すとする説とがある。このソーシャル・ビジネスを社会起業家によるものとし，社会起業家を Dees *et al.* [1998] は，

- ・社会的価値を創出し，維持すべきミッションを取り入れる
- ・ミッションに役立つ新しい機会を認識し絶えず追求する
- ・組織的な改革，調整，学習の過程に自ら参加する
- ・現在手持ちの資源に制約されることなく大胆に活動する
- ・支持者に対する（説明）責任への高い意識や創出した成果を公開する

と定義する。社会的ミッション以外は，通常の起業家と変わらない，と渡辺 [2009] は指摘する⁴²⁾。

社会的ミッションを実現する担い手としては，営利目的企業と公共目的の公的セクター以外の領域にある組織が該当するが，非営利組織，非利益追求組織，慈善組織，第三セクター，NPO などが該当する。渡辺 [2009] は Frumkin [2002] にしたがって，非営利セクターの機能を整理した（表2）。狭義には の社会起業家がソーシャル・イノベーションを実現する主体になる， は政府からの助成・委託を受けて行なう事業や，医療・教育・介護などのように既に確立されているサービス機能である。 は伝統的な市民活動であり， は伝統的な慈

41) 『一橋ビジネスレビュー』2009年夏号（第57巻第1号）がソーシャル・イノベーションの特集を組んでいる。

42) 渡辺 [2009] p. 17.

(表2) 非営利活動の整理

	需要サイド重視	供給サイド重視	共益重視(協同組織)
提供手段・機能重視	サービス提供 政府・市場の失敗により生まれるサービスニーズへの対応	社会起業家 ビジネスと慈善事業を結びつけた社会的企業の創出	市場の失敗等への対応 小規模企業等の受ける金融的差別に対応(情報の非対称性・不透明性への対応, 対象の専門性, 金融的弱者への対応)
意思・主張・表現重視	市民と政治の約束 市民活動, アドボカシー(政策提言, 権利擁護), さらにコミュニティ内での社会的資本の形成	価値観と信念 ボランティア活動, 寄付などを通じて価値観や信念を表出する	相互扶助 営利目的金融機関が排除する層への相互扶助による対応

(出所) 渡辺 [2009] p. 18 (Frumkin [2002] による) を修正。

善活動である⁴³⁾。

表2には、「共益重視」という協同組織の非営利活動を追加した。これは協同組織金融の非営利性を際立たせるものであるが、社会的企業でなくても、金融的弱者への支援・対応(情報非対称性の大きい小規模企業等が受ける金融的差別への対応等)は、営利目的金融機関が行なわない活動であり、非営利活動である。非営利活動ではあるが全く収益性がないものでもない。表2の相互扶助は協同組織の理念であり、内部補助等によるメンバー間の相互支援により、営利目的金融機関から排除される層への対応を行なう。

5. 内部補助 - 相互扶助の経済理論 -

相互扶助という理念論的なイメージがあるが、これは経済学的に内部(相互)補助(cross subsidization)と考えてもよい。内部補助は、「複数の需要部門ないし事業部門を有する企業が「一方の部門における黒字をもって、他方の部門の赤字を補填すること」をいう」とされる(植草 [1991] p. 224.)。たとえば、航空事業でみると、儲かる路線の収益によって赤字路線を維持することとか、高速道路の料金プール制に見られるように黒字路線からの収益で高速道路を延伸するというのが、内部補助である。不採算部門を切り捨てるのではなく、高採算部門の剰余で穴埋めを行なうことによって全体の収益を維持するのが内部

43) 渡辺 [2009] 18。渡辺はこの整理はアメリカの状況を反映したもので、病院・福祉施設など政府認可組織で日本には当てはまらないもののあるとする。

補助といえよう。内部補助は、規制や独占によって可能とされるが、相互扶助でも可能である。

金融業務でもこのような趣旨で実施されるのが協同組織金融機関であり、そもそもは借入困難者が集まり、相互に出資を行なって順番に融資を受けるというのが相互金融ないし組合金融である（全員が融資を受ければ解散する方式で、解散組合という。発足当初のイギリスの building society が典型だが、やがて永続組合に発展した）。これが高度化し今日の協同組織金融に発展したと考ええると、内部補助をメンバー間で実現する仕組みとも考えうる。たとえば、低リスクの企業がその信用リスクに比して高い金利を負担することで、高信用リスク企業の金利負担をカバーして、協同組織全体としてのローンポートフォリオでの収益性を確保して、協同組織金融機関の経営を維持することが可能になる。

この点は、協同組織金融機関の経営者のインタビューなどで語られる点であるが、実証研究例を挙げると、安孫子 [2006] [2007] の CRD データを利用した研究がある。これによれば、業歴の短い（信用リスクが高い）企業の金利は低く、それに対して業歴の長い（信用リスクの低い）企業の金利は高いという結果が得られたとされている⁴⁴⁾。これは CRD 参加の金融機関では金利負担が内部補助という意味で相互扶助的に行なわれている可能性を示すものである。CRD は 230 万社のデータを有しており、信用保証協会データが基本である。信用保証協会利用企業の場合、業歴の長い企業でも信用リスクが高い可能性があるなど、データバイアスを排除できないという問題はある。また金融機関ごとに集計していないので、業態という視点では厳密性は欠けるものの、信用保証協会の利用が協同組織金融機関では高いことを勘案すると、信用金庫の融資の特性を反映している可能性もある。

6. 協同組織金融機関の内部補助

協同組織金融機関は、株式組織ではないという点で相互組織ないし相互会社と共通点も多く、総代会を通じるガバナンス等参考になる事例が多い。その1つがリスク・シェアリングであるが、協同組織金融機関は1先当り融資額が小

44) 安孫子 [2006] p. 15, 同 [2007] pp. 177~178。信用リスクが低いはずの業歴の長い企業の相対的高金利というのは直感的には反対の結果であるが、安孫子は、暗黙の契約仮説によって、業歴の長い企業の相対的高金利を説明している。

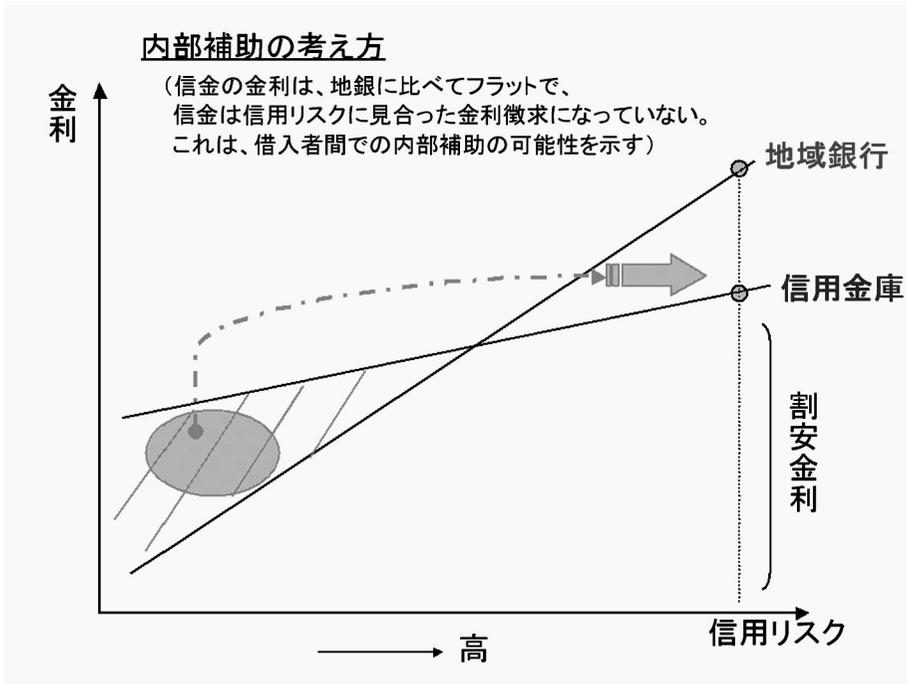
額で、小規模企業いわば高収益を期待できないむしろ採算性の低い分野に特化し、営利金融機関が参入しにくい分野を顧客層としている。何故、このような分野に対応できるのかの理由の1つは、ある種の内部補助ないしリスク・シェアリングによるものではないかと思われる。前述のように、低リスクの企業がその信用リスクに比して高い金利を負担することで、高信用リスク企業の金利負担をカバーして、協同組織金融機関全体としてのローンポートフォリオでの収益性を確保していれば、採算性の低い分野へも対応できる。協同組織金融機関にすれば、業歴の浅い段階では信用リスクに見合った金利が徴求できなくても、企業ステージが成長・安定期になって適正な金利を徴求できれば、長期的に安定した適正金利を維持できると考えることになるが、これはリスク・シェアリングの一形態でもある。

図1は、信用金庫の内部補助を概念的に示したものである。信用リスクに見合った金利徴求が金融機関にとっては基本であるが、信用金庫の場合、株式会社銀行に比べて信用リスクに対応した金利徴求となっていない可能性が高く、割安な金利設定になっていると考えられる。図1に示したように、信用リスクが低い層での相対的に割高な金利徴求（収益）で、信用リスクの高い層での割安な金利徴求（損失）をカバーしていることが考えられるのである。すなわち、個々の融資の信用リスク対応の金利徴求ではないが、ローンポートフォリオ全体で信用リスクをカバーする行動をとっていると考えられる。これは、借入者間での内部補助が行なわれていることを示すものである。

このような事実上の内部補助が行なわれることが経営的に意識されていたのが、「短期利益よりも長期利益の訴求」という協同組織金融機関の行動に繋がるものと考えられ、リスク・シェアリングという点で相互会社の理念とも合い通じるものがある。信用金庫は自己資本を調達する際、出資によるか、内部留保によることがその基本であるが、従来出資による資本増強ではなく、内部留保の蓄積によってきた。この内部留保の蓄積は、次世代のためないし次世代への移転であり、いわば世代間相互扶助ないし異時点間の内部補助である。また、借り手が相互補助の結果として内部留保を蓄積し、その原資の信頼性すなわち自己資本比率の充実が信用金庫の格付けを高め、その信用が利用者に還元されていると考えれば、内部留保を通じた相互扶助ないし内部補助が実現しているともいえる。

この点に関連して、Sandler and Tschirhart [1980] は、クラブ財のコンテクス

(図1)



トで世代間クラブ財を論じ、世代間クラブ財では、メンバーのコスト負担が通時的ないし恒久的になるので、現在のみならず将来のメンバーも考慮して議論すべきことを論じている⁴⁵⁾。貸し手はリレーションシップの初期段階では借り手を支援する条件で融資し、後のこの支援分を回収する行動をとるといふ Greenbaum *et al.* [1989] などの議論は、まさに協同組織の融資行動にフィットする。

7. “One for all, all for one.” の文献的考察

[7.1] 語源

英語で “One for all, all for one.” あるいは “Each for all and all for each.” は、「一人は万人のために、万人は一人のために」あるいは「各人は万人のために、万人は各人のために」という語句で知られている。これは、ドイツ語で “Einer für Alle, Alle für Einen.”、フランス語で “Un pour tous, tous pour un.”、ラテン語で “Unus pro omnibus, omnes pro uno.”、イタリア語で “Uno per tutti, tutti per

45) Sandler and Tschirhart [1980] p. 1513.

uno.”, スペイン語で “uno para todo, todo para uno.”, オランダ語で “Een voor allen, allen voor een.”, ポルトガル語で “um para todos, todos para um.” などであるが, その由来には諸々の説がある。

結論を先取りして言えば, “One for all, all for one.” は, 古代ゲルマン人からの昔からの口承という説や, 航海する船人達の助け合いに由来する説もあり, 文献的に見ると特定の淵源はないということである。ただ, スイスの国の標語(モットー, スローガン)として, 現在, 非公式ではあるが伝統的にこの語句が使用されているので, 以下に見るようにスイスとの関連が重要かもしれない。

文献学的には, フランスの作家のアレクサンドル・デュマの『三銃士』[1844]の中で, 銃士達の友情・連帯を表すモットーとして使用されたのが, 初めてというのが通説である。一方, 1823年にイギリスの Warwickshire のパブリック・スクールであるラグビー校で始まったラグビーに淵源を求める説もあるが, 前述のようにラグビー校のホームページに “One for all, all for one.” の語句はないようである⁴⁶⁾。日本でも賀川豊彦の生協運動での標語として有名であるし⁴⁷⁾, 賀川が創設に関した中之郷信用組合の経営理念には, 「中ノ郷信用

46) 1823年この学校でウィリアム・ウェブ・エリスという少年が「サッカーのルールを間違いで」ゲームの最中にボールを両手で抱え込んでエンドラインの向こう側まで持ち込んで, それで1点を挙げようとした。このサッカーで手を使用するというラグビーという新しいスポーツがこの学校から誕生した。ただし, エリスに起源を求める点に関しては諸論がある。例えば,

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%A6%E3%82%A3%E3%83%AA%E3%82%A2%E3%83%A0%E3%83%BB%E3%82%A6%E3%82%A7%E3%83%83%E3%83%96%E3%83%BB%E3%82%A8%E3%83%AA%E3%82%B9> など。

47) 賀川豊彦については, 研究者による多くの文献があるが, 本間 [2012] に簡潔な評論がある。そこでは, 関東大震災時に神戸から山城丸に救援物資を積んで上京し, 墨田区本所被服廠跡にテントを張って, 救援活動を行ない, そこから中之郷質庫信用組合(現中之郷信用組合), 共栄火災が生まれたということや, 国連・ILOの協同組合政策が依拠している ICA レイドロー報告(1980年。Laidlaw Report。「西暦2000年における協同組合」)の中に「偉大な日本の指導者であり, 社会改革者であった賀川は, 協同組合運動を『友愛の経済学』(兄弟愛の経済学)と呼んだ」と述べていること, などが指摘されている。共栄火災は賀川の同志であった井川忠雄が社長を務める大東海上と大福海上が合併し, 共栄火災海上保険株式会社として1942年に設立され, 46年には損保会社としては珍しく相互会社になり, 2003年に株式会社に戻った。経営理念には, 「産業組合の「共存同栄」「相互扶助」の精神に基づき」としている(<http://www.kyoeikasai.co.jp/about/company/idea.html>)。また, 賀川豊彦学会も明治学院を中心に活動している。賀川豊彦記念館として, 東京都世田谷上北沢の松沢資料館, 本所記念館, 鳴門市記念館, 神戸市神戸区葺合新川の記念館, コープこうべ協同学苑資料館, などがある。

組合は創業精神である隣人愛による相互扶助を基調に、役職員の全力を結集して、地域最良の金融機能を発揮します」と記載されている⁴⁸⁾。

[72] 安藤昌益の『統道真伝』[1752]の「万万人が一人である」

18世紀の日本で、この語句とよく似たことを言及した思想家がいたとするのが、武田 [2010・2011] の所論である。武田 [2010] は、18世紀の医師にして思想家の安藤昌益の著書『統道真伝』[1752]における「万万人が一人である」という語句に注目し⁴⁹⁾、これは“One for all, all for one.”と同じ趣旨であり、「ある意味では、きわめて驚くべきことである。それは、このことばすなわち思想は、歴史的にみて実に先駆的であるからである」⁵⁰⁾と指摘している。安藤昌益(1703~1745)は、「封建制の本質である身分制度を徹底的に排撃し、批判した」とされ、「世界は本来絶対的に平等な、階級も身分もない社会であって、そこでは人々は自然に即して生活し、安食安衣していた。すべての人間が耕作に従事し、その結果によってきわめて平穏な生活が送れた」という論を展開した⁵¹⁾。いわば「自然にかえれ」というものである⁵²⁾。

武田 [2011] によれば「安藤昌益の思想は、表面的には保険思想とは無関係である。しかし、その本質的側面においては、深い内的関連を有していると思われる」⁵³⁾としている。すなわち、

48) http://www.nakanogou.shinkumi.co.jp/aisatsu_f.html 2012年12月27日アクセス。

49) 『統道真伝』は1752年頃の成稿とされる。刊本ではなく、底本は稿本で、省略・脱落等が非常に多い(岩波文庫『統道真伝(上)』1966年8月第1刷, 1991年10月第10刷 p. 7および同『(下)』1967年4月第1刷, 1991年10月第9刷 p. 3および p. 330による)。

50) 武田 [2010.12] pp. 30~31。

51) 岩波文庫『統道真伝(下)』(1967年4月第1刷, 1991年10月第9刷 p. 340)。安藤昌益は「当時、最高の道徳とされた五常の道、即ち仁・義・礼・智・信に対しても「仁は罪人の根」「義は盗の根」「礼は乱の根」「智は盗の根」「信は偽の根」であるというように、徹底的な攻撃を加えるものであった。そうした身分制度やその倫理的規範に対する攻撃」をしている(同書 p. 341)。

52) 「自然は五行の別名であるが、その五行は、一気が進退・退進して別々の形をとったに過ぎない。……その進退・退進は陰陽の関係でもある。陰と陽は、本質的には同一なのだが、ただあらわれ方が違う……その本質を論ずると、それは一つのもの二つの側面に分れての現象なのであって、決して別々に考えられるべき性質のものではない。日・月も、男・女も、雌・雄も、是・非も、善・悪も、すべて一体的な関係において考えられなければならない。それらは、相互に離反しているものではなく、お互がお互を活かし合って存在しているのである。即ち、互性活真といってもよい」(岩波文庫『統道真伝(下)』(1967年4月第1刷, 1991年10月第9刷 p. 342~343)。

53) 武田 [2011.7] p. 6。

「この違いがあるから一人が万々人となつてあらわれても、実はまったく同一である。まったく同一である万々人・万々形・万々心を、一人・一形・一心とみても本質においては違わない。しかしすべての人間の顔や心が同じであつては不便で生きてゆくことさえできず、世の中はなりたたない。人びとの顔や心がそれぞれ違ってこそ、万国が不便なく世界がなりたつてゆく。<(欄外) 万々人・万面・万心でありながら、本質的にはただ一人であり、一心・一面というこの事実がなければ世界はなりたたない。万々人で一人、万々心が一心であるからこそ、この世界が成り立つのだ>」⁵⁴⁾

という一節にある「万々人で一人」という語句こそ、“One for all, all for one.”に繋がるというのが武田の主張である。

武田の指摘は、従来なかったといえるもので、文献学的には新たな発見ともいえよう。但し、安藤昌益は社会における相互扶助を述べたにすぎず、武田の指摘するように、保険との関連は薄い。東洋思想でいわれる相補性の思考が⁵⁵⁾、この流れで注目され、このような考え方は、西洋には生れなかった東洋独特の概念で、その源流は道教にあり、『老子』の中で繰り返して述べられている。日本における相補性思考のルーツは親鸞(1173~1262)に見ることができ、「善人なをもて往生をとぐ。いわんや悪人をや」という言葉に籠められた万人救済の教えは、相補性を示している。この相補性思考を江戸時代に訴えたのが安藤昌益で、「互性活真」という語句で、表面的には異質に見えるものであつても「性ヲ互ニスル」という側面を持つことを正しく捉えるべきだとした。前述のように、平等が重要で、支配者と被支配者との二分化などはあつてはならないと主張したが、この考え方を仕事場で実践したのが職人や商人であつた。そこでは作り手と使い手は対立するものではなく、一体不可分で互いに喜び合うものと

54) 『統道真伝』四「禽獣巻」(安藤昌益研究会執筆・編集『安藤昌益全集』第11巻 p. 81, 1985年, 農山漁村文化協会。同書の現代語訳を引用)。岩波文庫『統道真伝(上)』1966年8月第1刷, 1991年10月第9刷 pp. 277~278)。「禽獣巻」は『自然真統道ノ自伝巻ノ三』とされているが、『統道真伝』全5冊の4冊目なので「四」とされている(本の構成に混乱がある点については岩波文庫版(下) p. 335~337)。引用部分は「禽獣巻」の2「人面全く同じからず、心術同じからざるの論 至妙一真論」にある(『安藤昌益全集』第11巻 p. 80~83, 岩波文庫版(下) pp. 277~278)。武田 [2011.7] pp. 15~16。

55) 相補性というのは、AとBは表面的には相互に相違しているが、よく観察するとAの中にBの要素が、逆にBの中にもAの要素が隠されている。つまりAとBは異質的であるが相互に影響し合つて共存し、「対立しながらも相補う」関係になっている。そこから相反するものの存在が物事に価値を与え、どちらか一方だけにすれば全体が消滅することになる、という意味である。二元論ないし二分法的試行と対比される。

されたのである。これこそ，“One for all, all for one.”に繋がるといえよう。

[73] ヨーロッパでの諸文献

(1) デュマ『三銃士』[1844]，『スイス紀行記』[1833]

アレクサンドル・デュマ (Alexandre Dumas. 1802~1870) の一般に『三銃士』(1844年刊)として知られる小説は、『ダルタニャン物語』の第1部に当たる⁵⁶⁾。

ルイ13世の治世下、リシュリュー枢機卿が権勢を揮う時代に、田舎小貴族の青年ダルタニャンは都会で一旗揚げの夢を抱いて、ガスコーニュの田舎からパリに出てきて「三銃士」(アトス、アラミス、ポルトス)と意気投合する。ダルタニャンは英仏両国にまたがる陰謀に巻き込まれ、三銃士の助けも得ながら大活躍する物語である。同書の第9章(“D’Aetagnan se dessine”)の最後の部分で、あるトラブルがあった後、ダルタニャンを非難したポルトスに対してアトスとアラミスがダルタニャンを庇ったとき、ダルタニャンが一言もポルトスに弁解することなく、これからは“tous pour un, un pour tous, c’est notre devise, n’est-ce pas?”と言う。訳が分からないポルトスに対して、アトスとアラミスに「手を差し出して誓え」、と迫られたポルトスが「ブツブツ口ごもりながら、周りの勢いに気圧されて」、ダルタニャンと4人で、ダルタニャンの言った motto である“Tous pour un, un pour tous.”を唱和したと、デュマが書いた。このことから、『三銃士』に由来があるとされている⁵⁷⁾。但し、“One for all, all for one.”ではなく、「万人は一人のために、一人は万人のために」となっている。

ところが、『三銃士』から10年ほど遡る1833年の『スイス紀行記(仮訳。Impressions de voyage: En Suisse)』第1巻の中で、レマン湖から少し離れた所にある2つの山(Dent de Morcle と Dent du Midi)の谷合にある“prison péniten-

56) 第2部『二十年後』(1845年刊)、第3部『ブラジュロンヌ子爵』(1851年刊)。

57) このように、原文の“Tous pour un, un pour tous.”は、2箇所見られる(*Les Trois Mousquetaires*, 1849 Éd. p. 89, Nouvell Édition (1860) p. 106)。英語訳では、“All for one, one for all.”(英訳の電子版による。http://ebooks.adelaide.edu.au/d/dumas/alexandre_pere/three、あるいはhttp://www2.hn.psu.edu/faculty/jmanis/dumas/3musk1.pdf#search=Dumas+Tree+Mousqueteers)である。邦訳は、生島遼一訳では「四人一体」(岩波少年文庫『三銃士(上)』1951年12月(分冊1985年10月第12刷 p. 85)、岩波文庫『三銃士(上)』改訳、1970年10月 p. 151(改版第57刷2011年10月 p. 191))、丸山熊雄・鈴木力衛訳では「四人はつねに一体となって協力する」(世界文学全集第3期第25巻『アレクサンドル・デュマ(三銃士)』河出書房新社、1958年1月 p. 69)、竹村猛訳では「四人は一つ、切っても切れぬ」(『三銃士(上)』角川文庫、2009年10月 p. 106)となっている。

(図2) デュマ『スイス紀行記(新版)』1868年(p. 59)

N'y a-t-il pas quelque chose de patriarcal dans ce gouvernement qui instruit le coupable, et dans cette jeunesse qui lui pardonne? N'est-ce pas la sublime devise fédérale mise en pratique: *Un pour tous, tous pour un?*

Je pourrais citer cent exemples pareils inscrits sur le registre d'une seule maison pénitentiaire. Que l'on consulte

(出所) <http://archive.org/details/impressionsdev01duma>

taire”を訪問し、そこで受刑者達が教育刑的な処遇をされて、その効果が上がっていることを紹介した後に、“N'est-ce pas la sublime devise fédérale mise en pratique: un pour tous, tous pour un?”(仮訳「これこそは崇高なるスイス連邦のモットー「一人は万人のために、万人は一人のために」を実践するものではないだろうか?」)⁵⁸⁾と書いている。“un pour tous, tous pour un”こそまさに“One for all, all for one.”である(図2)。

文脈からして、当時、スイスの伝統的モットーが“Un pour tous, tous pour un.”であり、人口に膾炙していたのであろう⁵⁹⁾。スイスは、1291年の事実上の建国である「リュトリの誓い」以後、相互援助をモットーにしてきた経緯がある。

(2) カベール『イカリア旅行記』[1845版]

19世紀のフランス人のユートピアン(空想的)社会主義者で法律家のエティエンヌ・カベール(Étienne Cabet. 1788~1856)は、1830年の7月革命に加わり、その国会議員時代に主宰する雑誌等で君主制批判という政府攻撃をしたため、罪を得てイギリスに亡命するという数奇な運命を辿った人物である。亡命先のイギリスで、オーエン(Robert Owen)の影響を受け、トーマス・モア(Thomas More)のユートピア思想やルソー(J. J. Rousseau)の思想を踏まえた平等主義を旨とするユートピア(私的財産と自己本位の存在しない、自給自足の単純かつ原初的経済コミュニティで、ギリシア神話のIcarusに擬えてIcariaと名付けたという)を描いた小説『イカリア旅行記(Voyage en Icarie)』(1840年)を

58) Dumas [1833] 1851年版 p. 60, 1868年新版 p. 59, Le Joyeux Roger 版 [2007] p. 62。

59) 当時のスイスは、1798年にフランスの占領下になり、中立を放棄せざるを得なくなっていたが、ナポレオンの失脚以後は、独立と永世中立を復活し、1830年のフランス7月革命の影響などもあり、1848年の憲法発布に向け連邦国家へと進む時期であった。

書き、当時のベストセラーになった⁶⁰⁾。

この書物は、版を重ね、その後のイカリア運動（理想的なコミュニティ作りを目指す運動）を主導するものであった。しかし、このイカリア運動はフランスでは受け入れるところとならず、1848年アメリカに渡り、ニュー・オーリンズを経てテキサスに数百人規模で入植し、南部・中部・西部にいくつかのコロニーが作られたが（モンタナの Havre、テキサスの Red River、ミズーリーの Cheltenham、イリノイの Nauvoo、アイオワの Corning、カリフォルニアの Cloverdale (“Icaria Speranza”)⁶¹⁾ など）、1898年には終息した。

この運動のバイブルになった同書の1845年版（第3版。第2版との見方もある）では、そのフロント・ページ（図3）に“FRATERNITÉ”（博愛、友愛）を掲げて⁶²⁾、その菱形の周りにいくつかの標語が掲げられている。その一番上の左手に“Tous pour chacun”，右手に“Chacun pour tous.”と記載している。意味的は、“Tous pour un, un pour tous”と同じであり、英語の“All for each, each for all.”と同じ表現である⁶³⁾。Dumas とほぼ同じ時期に、同じような語句を使

60) 最初の版は、イギリスの貴族が Icaria というユートピアを体験するという物語である *Voyage et adventures de Lord William Carisdall en Icarie* (1840) で、Cabet がイギリス亡命から恩赦で帰国するという事情からカペンネーム (Th. Dufruit 著, Francis Adams 英訳) で刊行され、2巻物であった (表紙の裏には、単に *Voyage en Icarie* と表記されている)。次の版からはタイトルが *Voyage en Icarie* となったが、“*Roman philosophique et social*” というサブタイトルが付いており、このタイトルでの版は1842年に刊行されている。サブタイトルなしの単に *Voyage en Icarie* となるのは1845年刊行の版からである。

61) 現在でもカリフォルニアには Icaria を冠した Winery があり、Icaria ブランドのワインが販売されている。

62) フランス共和国の標語の1つ。他は、Liberté (自由), Egalité (平等) である。

63) “Tous pour chacun, chacun pour tous.” の語句は、1845年版で確認できた (フランス国立図書館のサイトである <http://gallica.bnf.fr/ark:/12148/bpt6k101886z.r=voyage+en+Icarie.langFR> によると、1845年刊行分は第2版となっている。但し、このアーカイブには版の記載がみられない。しかし、国立図書館のサイトであり、信頼性が高いと思われる。1842年版を第1版としそれに続く第2版とカウントしたものと推察される)。この点につき、服部 [1999] は、「マルクスおよびエンゲルスの社会主義・共産主義思想の源泉」(pp. 158-161) という項で、図3と同じページを掲げて、「第3版(1845年)表紙」と記載し、「私が確かめたところ、第3版の1845年になってはじめて、表紙と扉の両方に、菱形を四角で囲むように幾つかの標語が配列されています」(p. 160) と書いた後、さらに、「カペーのスローガンを受け入れたマルクスとエンゲルス」(p. 161-166) の項を書いている。

服部は、*Voyage et adventures de Lord William Carisdall en Icarie* (1840) を第1版としてカウントし、タイトルが単に *Voyage en Icarie* となった1842年版を第2版、そして1845年版を第3版とカウントしたものであろう。内容がほぼ同じなので、服部の見解にも妥当性がある。というのは、先の脚注60に指摘したように第1版(1840年)の表紙裏には、*Voyage en*

(図3) Cabet, *Voyage en Icarie*, 1845 版

VOYAGE EN ICARIE

PAR
M. CABET.

FRATERNITÉ.

Tous pour chacun.

SOLIDARITÉ
ÉGALITÉ—LIBERTÉ
ÉLIGIBILITÉ
UNITÉ
PAIX.

Premier droit,
Vivre.

A chacun
selvant ses besoins.



AMOUR
JUSTICE
SECOURS MUTUEL
ASSURANCE UNIVERSELLE
ORGANISATION DU TRAVAIL
MACHINES AU PROFIT DE TOUS
AUGMENTATION DE LA PRODUCTION
RÉPARTITION ÉQUITABLE DES PRODUITS
SUPPRESSION DE LA MISÈRE
AMÉLIORATIONS CROISSANTES
MARIAGE ET FAMILLE
PROGRÈS CONTINUËL
ABONDANCE
ARTS.



Chacun pour tous.

ÉDUCATION
INTELLIGENCE—RAISON
MORALITÉ
ORDRE
UNION.

Premier devoir,
Travailler.

De chacun
selvant ses forces.

BONHEUR COMMUN.



PARIS

AU BUREAU DU POPULAIRE, RUE JEAN-JACQUES-ROUSSEAU, 14.

Dans les Départements et l'Étranger, chez les Correspondants du POPULAIRE

1845

(出所) <http://gallica.bnf.fr/ark:/12148/bpt6k101886z/f4.image.r=voyage%20en%20Icarie.langFR>

Icarie と記載されていることと、トロント大学およびデューク大学所蔵(アメリカ議会図書館所蔵版の原本)の電子アーカイブ <http://archive.org/details/voyageenicarie00cabeuoft> では1848年刊行で第5版と記載されており、同じく gallica.bnf.fr のサイトにある1846年刊行分は第4版と記載されていることから、その前の1845年刊行分は第3版と考えられる。したがって、服部 [1999] の指摘が正しいのかもしれない。そこで、ここでは服部 [1999] に従った記述とした。先の gallica.bnf.fr (Bibliothèque nationale de France) のサイトの第2版という記載は、別の視点によるともいえよう。

Cabet の主張は、"Love your neighbor as yourself; do not unto others the harm you would not

用していることは、興味深い。

図3のこの他の標語は、共産主義のスローガンとして注目され、マルクス(K. Marx)の言及したところである。図3に見るように、“Tous pour chacun”に引き続いて“solidarité, égalité, liberté, éligibilité, unite, paix”(連帯, 平等, 自由, 被選挙権資格, 統一, 平和), “Chacun pour tous”に引き続いて“education, intelligence, raison, moralité, ordre, union”(教育, 知性, 理性, 道徳, 秩序, 団結)とある。菱形の下方の左手に“Premier droit, Libre”(基本的権利: 自由)とあり, それに引き続いて“A chacun suivant ses besoins”(各人はその必要に応じて)と記載されている。一方, 右手に“Premier devoir, Travailler”(基本的義務: 労働), とあり, それに引き続いて“De chacun suivant ses forces”(各人はその能力に応じて), と記載されている。

そして, 最下段には“BONHEUR COMMUN”(協同の幸福)と記載して, 一連の標語を締めている。これらの標語は社会主義思想を表すものとして示されたものであろう⁶⁴⁾。これらの文言は, 共産主義思想の展開の中で, 種々の議論

have others do to you; do to others the good that you wish for yourself.”に集約される。Cabetの思想は, 服部の指摘のように K. Marx に影響を与えたものとして広く知られている。Marx は, Cabet を「フランスの共産主義のもっとも浅薄ではあるが, もっともポピュラーな代表的存在」とした(『マルクス・エンゲルス全集』第2巻第2版, p. 146)。さらに, Cabetの思想は, スペイン・カタルーニャの共和主義的な社会主義に影響を与えたものとして知られており, カタルーニャ自治州の首都バルセロナには, Icaria を冠した通りがある。

64) マルクスに対する影響としては, “A chacun suivant ses besoins. De chacun suivant ses forces.”(「各人にはその欲求に従って。各人からは, その力に従って」とも訳される)が重要である。マルクスの『ゴータ綱領批判』(Kritik des Gothaer Programms (1875))に出てくる「共産主義のより高い段階」における「各人はその能力に応じて, 各人にはその必要に応じて!」(Jeder nach seinen Fähigkeiten, jedem nach seinen Bedürfnissen!)という分配様式の原型が示されている, ともいわれる。実際, この『ゴータ綱領批判』の最新の日本語訳の訳者である後藤洋は, 服部 [1999] の研究に拠りつつ「カペー『イカリア旅行記』第3版(1845年)の表紙にこのスローガン(A chacun suivant ses besoins. De chacun suivant ses forces. 各人はその能力に応じて。各人はその必要に応じて。)が記されている。マルクスの文言はカペーのこの本からの引用とみなされる」と注記している。同様な指摘は, 長山 [2002] にもある。

望月清司訳『ゴータ綱領批判』(岩波文庫, 1975年)の「ドイツ労働党綱領評注」の中で「そして社会はその旗にこう書くことができる。各人はその能力に応じて, 各人はその必要に応じて」(p. 39)という記載があるが, その望月による訳注には, 「フランス語訳は, 「各人からは其の能力に応じて」(de chacun selon ses capacités,)。この訳は, 1840年代フランスの空想的社会主義者たちの語法を意識してならば, ドイツ語原文より含蓄に富む。すでに『ドイツ・イデオロギー』は, カール・グリューン批判によせてルイ・レポーが作成したサン・シモン主義の原理「各人には其の能力(capacité)に応じて, 各能力にはその仕事(Euvres)に応じて」という対句に注目していたし(『全集』第3巻, 549~550ページ), M・ヘ

がなされている。

(3) リストのスコア

ハンガリー生まれのピアニスト・作曲家のフランツ・リスト (Franz Liszt, 1811~1886) は、ドイツやオーストリアなどヨーロッパで活躍した。「ハンガリー狂詩曲」や「超絶技巧練習曲」などの作曲が有名で、ピアノ曲に秀でていた。

その中で、若きリストがマリー・ダリー夫人と恋に落ち、1835年にパリからジュネーブに逃れたが、その時期に、アルプスへの小旅行の印象を収めたピアノ小曲集 “Album d’un Voyageur” (「旅人のアルバム」S. 156 (作品番号 156)、作曲年は1837~38年、初版は1842年) を作曲した。この小曲集の第1部 (Book 1) “Impressions et poésies” に収められた5番目の楽曲 (S. 156-6、作品番号 156の6) である “Chapelle de Guillaume Tell” (ウィリアム・テルの礼拝堂) のスコア (楽譜) に、“Einer für Alle, Alle für Einen.” を曲想指定のように記している (スコアのタイトルの右下。図4⁶⁵⁾)。この語句は、まさにドイツ語での、“One for all, all for one.” に相当する語句である。このウィリアム・テルの

スも同じ『ドイツ・イデオロギー』第2巻第5章『ゲオルク・クールマン批判』のなかで共産主義を規定するのは「各人には其の能力に応じて」ではなくて「各人には必要に応じて」という原則であると主張している (同上, 586ページ)。しかし、「産業者」をも生産者にかぞえたサン・シモン主義者にとっては、「仕事 (Euvre) に応じて」とは「産業者」に対する正当な利潤要求を、そして「能力に応じて」社会身分を階層分けすることを、それぞれ意味していた。これにたいし、ピュシエ派の労働者雑誌『ラトリエ』は1840年、労働者こそ真の生産者であるとの立場から、「各人には其の労働 (travail) に応じて」と修正。この修正をさらにカペーが「各人には其の必要に応じて」という平等原理から批判した (『ラ・フラテルニテ』, 1841年6月)。カペーは『イカリア旅行記』(第5版, 1848年)のとびらに「各人には其の必要に応じて、各人からはその諸力 (forces) に応じて」の対句をかかげている。こうした類似のいいまわしのなかから、ルイ・ブランの「各人からは其の才能 (faculté) に応じて、各人にはその必要に応じて」(『労働の組織』第9版, 1850年)が出てくる。マルクスの命題の先駆といえよう。」と記載されている (pp. 66-67)。

65) [http://imslp.org/wiki/Album_d'un_voyageur,_S.156_\(Liszt,_Franz\)#Book_I:_Impressions_et_Po.C3.A9sies_2](http://imslp.org/wiki/Album_d'un_voyageur,_S.156_(Liszt,_Franz)#Book_I:_Impressions_et_Po.C3.A9sies_2)。このサイトの版は、2009年5月で、基の出版は1916年 (*Musikalische Werke*)。音楽用語のうち、楽譜に記載される曲想とは a cappella (教会風に) のようなもので、演奏に係わる速度 (Adagio (緩やかに))、奏法 (accentato (アクセントをつけて))、強弱 (crescendo (だんだん強く)) とは異なって、楽曲のテーマや構想を示すものである。リストがデュマの *Impressions de voyage: En Suisse* に言及した手紙が残っているという。Liszt のこの曲集の出版事情はかなり複雑といわれ、1842年の Haslinger 版の “Album d’un voyageur” の方が、1841年の Richault 版の “Prèmière Année (Suisse)” (第1部は “Album d’un voyageur” と同じもの) よりも当初の Liszt の考えを反映しているとされている。

One for all, all for one.

(図4) リストの『旅人のアルバム』の「ウィリアム・テルの礼拝堂」のスコア

62

5. Die Tellskapelle.
La Chapelle de Guillaume Tell. William Tell's Chapel.
Tell Wilmos kápolnája.
Victor Schoeplcher gewidmet.

Einer für alle,
Alle für einen.

Allegro moderato.

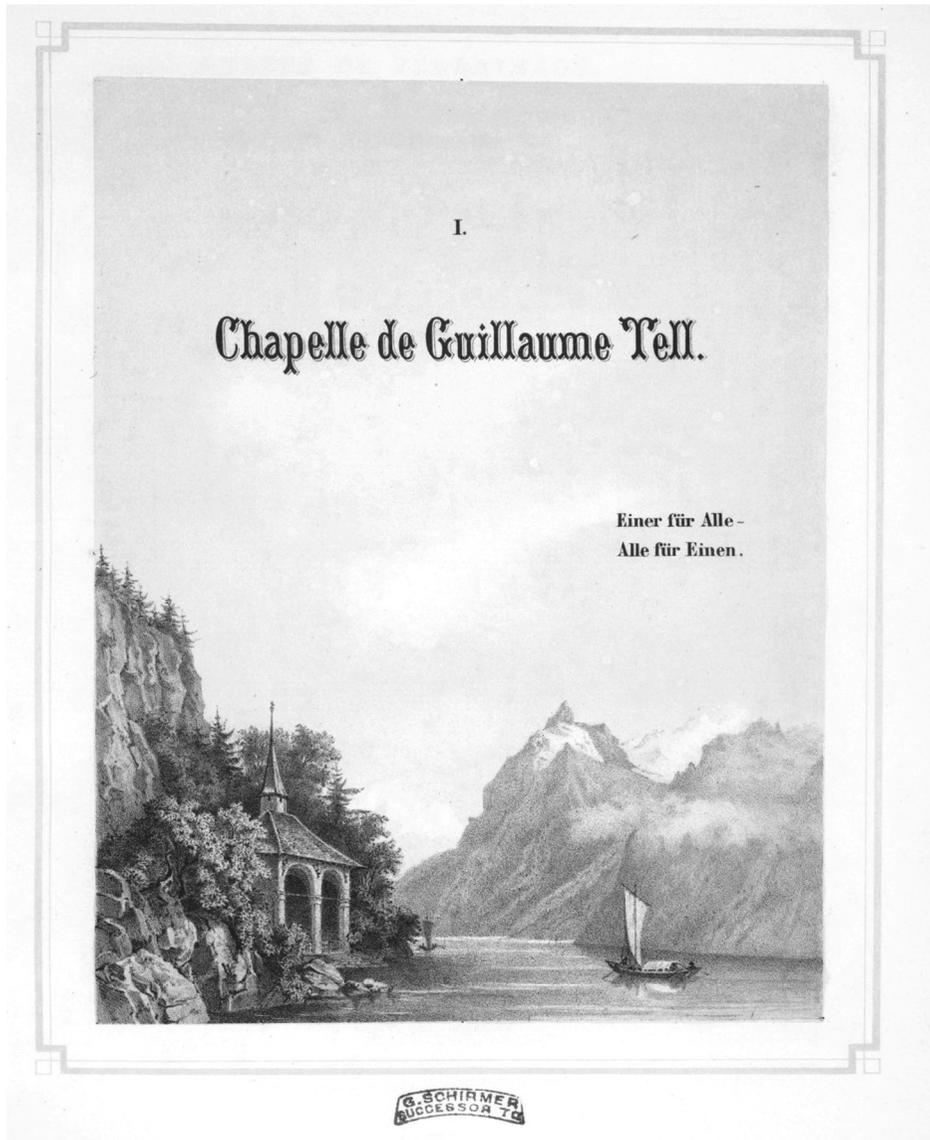
The musical score is presented in two systems. The first system shows the piano introduction with a 'marsiato' character, marked 'Allegro moderato.' and 'cresc.'. The second system features the 'Alphorn f. energico' section, marked 'mp' and 'dimin.', with triplets and other musical notations.

(出所) http://imslp.org/wiki/File:TN-Liszt_Musikalische_Werke_2_Band_4_Breitkopf_Tagebuch_eines_Wanderers_1_5.jpg#file (2009年5月版)
http://petrucci.mus.auth.gr/imglnks/usimg/d/d2/IMSLP31530-PMLP10055-Liszt_Musikalische_Werke_2_Band_4_Breitkopf_Tagebuch_eines_Wanderers.pdf (原版1916年, 2009年5月版)

礼拝堂のある湖の畔でスイスの建国の基になる相互援助を掲げた「リュトリの誓い」がなされ、永久同盟が結ばれたという背景がある。このように、作曲された地がまさにスイスであることから、先のデュマの『スイス紀行記』と共通の背景が窺がわれる⁶⁶⁾。

66) 実際のウィリアム・テルの礼拝堂は、フリュエレンからジシコンに向かう、中央スイスの山並みに囲まれた美しい湖、フィーアヴァルトシュテッター湖、別名ルツェルン湖畔にあり、ここに詣でたリストが受けた感動を曲にしたものである。ここは、1291年にウリ、シュヴィーツ、ウンター・ヴァルデンというスイス原三州の人たちが、ハプスブルクの支配に対抗してリュトリというこの湖のほとりの野原で、敵対する権力に対する相互援助を目的とした永久同盟、すなわちスイス発祥の元となる連盟の誓い(リュトリの誓い)を行なったところとしても有名で、現在のスイスの原型である。この無償の相互援助の誓いとは、「すべての人々に知らしめよう。今日当面する奸策(ハプスブルク家の野心)に鑑み、また、各人の生命と所有物をより容易に保護し、至当なる立場でよりよく保持できるように、ウリの谷間の住民、シュヴィーツの谷間の共同体、ニートヴァルデンの谷間の共同体は相互に生命、財産を捧げて、援助、忠告、助成をすることを通じて味方しあうことを、誠実に誓約する。それは、これらの谷間のこなた彼方を問わず、ここに住む人々全体、あるいはそのうちの1人に暴力を加えて苦しみ、不正をなし、彼らの生命・財産に対して悪企みをしようとする集団や

(図5) リストの『巡礼の年：第1年：スイス』の「ウィリアム・テルの礼拝堂」のスコアの表紙



(出所) <http://erato.uvt.nl/files/imglnks/usimg/2/21/IMSLP13834-Liszt-S160AnnesdePlerinage1reAnnNo1-5Schott.pdf>
(Juilliard の Ruth Dana Collection of Liszt Editions によるもので、1855年版)

個人に対して、全力をもって行なうものである。(同盟の)各共同体のいずれも、他の共同体のために援助を必要とする限り、いかなる場合にも援助に赴くことを約束する。しかも、悪意を持つ者の攻撃に抵抗し、加えられた不正に報復する必要がある時には、自らの費用で援助するものである」というものである。

永久同盟が結ばれた8月1日は現在のスイス連邦の「建国記念日」となっている。シラーの戯曲やロッシーニの歌劇で有名なウィリアム・テルの物語はこのような史実をもとにして15世紀頃に形成された伝説である。ちなみにテルはウリのビュルグレン村に住んでいた獵

この“Chapelle de Guillaume Tell”（ウィリアム・テルの礼拝堂）は，“Années de Pèlerinage”（巡礼の年）の“Première Année: Suisse”（第1年：スイス），S. 160，1848～1854年作曲，1855年出版⁶⁷⁾の最初の楽曲として収録されている（S. 160-1）。なお，このS. 160の1~4，6，8，9は“Album d’un Voyageur”の中の作品の改訂版である⁶⁸⁾。“Années de Pèlerinage”の最初の楽曲である“Chapelle de Guillaume Tell”の楽譜には，表紙が付いており，その曲名の右下に“Einer für Alle— Alle für Einen.”が掲げられている（図5）。

音楽家が曲想に使用するという事は，演奏者ないし聴衆が直ちに理解できるということと考えると，特に専門的な用語として使用されたのではなく，この語句が広く普及していたとも見る事ができる。少なくともスイスでは，この語句が国のモットー（標語）になっていたようである。

（4）ライフアイゼン『信用組合論』第2版 [1872]

ドイツの行政家であるライフアイゼン (Friedrich Wilhelm Raiffeisen. 1818~1888) は，市街地の商工業者向けの信用組合を主張したシュルツェ・デーリッチ (Herman Schulze-Delitzsch. 1803~1883) と同じ立場からに，但し農村部の小生産者のために，地域に密着したキリスト教的な人類愛に基づく協同組合活動の指導者として活躍した。

1862年に最初の農村部での信用組合を設立し，その著書『信用組合論』の第2版序文(1872年)において，「1人は万人のために，万人は1人のために」を提唱した⁶⁹⁾。この言葉に象徴される協同組合の精神を示したもので，思想的には宗教的博愛主義を持っていた。とくに，農村部で土着の富豪を組合に誘導して，貧困層と結合しようという考え方で，慈善的な傾向が強く，信実・勤勉

師で弓矢の達人だったというが，その実在性については不明という。

スイスは，1803年に従来の盟約者団が復活し，1815年のウィーン会議で永世中立国として認められ，1848年に憲法を發布し連邦国家になるが，1874年の改正時のメモリアルページには“Einer für Alle, Alle für Einen.”がフィーチャーされている（付図2）。また，スイス連邦議事堂のドームの天井にもラテン語での表記がある（付図1）。

67) 『巡礼の年』は，リストの20～60代までに断続的に作曲したものを集めたもので，人生の旅路で経験したもの，思ったものを書き留めるという形を取っている。同「第2年：イタリア」(S. 161)，同「第2年補遺：ヴェネツィアとナポリ」(S. 162)，同「第3年」(S. 163)からなる。

68) Book 1から5曲，Book 2から2曲。新たに2曲追加。

69) この文言は，第2版のみで，第1版(1866年)や第3版以後の版の序文には記載がない。

・熟練を目標とし、人々の徳性に重きを置くものであった。協同組織の“One for all, all for one.”の起源ともいわれている。

以上のように、“One for all, all for one.”の起源と思われるものには、いくつものものがある。したがって、個別の論者に帰することは難しい。デュマの『スイス紀行記』*Impressions de voyage: En Suisse*に見るように、スイスでは一般的に使用されていたようでもある。音楽家のフランツ・リストの楽曲にも用いられていることも勘案すると、ヨーロッパで人口に膾炙していたとも考えられる。冒頭に帰したように、特定の淵源はないという理解が妥当であろう。

8. ロッチデール公正先駆者組合

[8.1] ロッチデール組合と報徳社

協同組織ないし協同組合というと、相互扶助を旗印にしたものだが、いくつかのルーツがある。ヨーロッパでは、キリスト教を中心とした社会的連帯が協同組織的な役割を果たしていたし、日本でも講（無尽・頼母子講など）や沖繩の模合に代表される協同組織的な集まりがあったことは良く知られている。しかし、そもそもの協同組織は、資本主義の歴史とともに生成・発展してきたものである。その最初の事例は、18世紀に産業革命を実現し、それまでの家内手工業の崩壊を経て、資本主義経済を一早く完成させたイギリスに見られる。

イギリスでは、資本家と労働者との階級区分が明確になり、最初の協同組合組織が労働者のための組織として誕生した。1844年のロッチデール公正先駆者組合（Rochdale Pioneers Co-operative または The Rochdale Society of Equitable Pioneers）がそれである。ところが、興味深いことにロッチデール公正先駆者組合の設立とほぼ同じ時期に、二宮尊徳の主導した報徳社が1843年小田原と下館で誕生した（小田原仕法組合（小田原報徳社）、下館の報徳信友講）。農民の相互扶助のための相互融資を目指したもので、農村の信用組合運動といわれる。1875年に掛川で設立された報徳社は現在でも大日本報徳社として全国の報徳社の統括組織である。ところが、二宮尊徳は報徳社に先立ち、その基になる「五常講」なる困窮武士を対象とした金融互助組織を1814年に仕えていた小田原藩家老服部家で作り、さらに1820年には藩全体の組織として作る。これが世界最初の信用組合だった。同じ頃、江戸時代後期の農民指導者、農政学者である大原幽学が、農村改革運動を行ない、その一つに相互助け合いと生活

改善のための村ぐるみの組織として「先祖株組合」を下総国長部村（現在の千葉県旭市）1838年に設立したが、これが世界最初の農村協同組合という説もある。

18世紀末から19世紀初頭にかけて、イギリス産業革命の進展とともに次第に顕著となったのは、労働者層の過酷な労働条件などの負の側面が現れたことであった。労働者は雇主や体制に対して抵抗活動を行なうようになった。思想的にも、労働生産物は、労働を投下したものに分け与えられるべきであり、資本家がそれを思うままに独占しているのは不正だとする主張があったからでもある。

当時の労働者達がもっとも大きな期待を寄せたのは、チャーティスト運動やロバート・オーエン (Robert Owen. 1771~1858) 派の協同社会主義運動（空想的社会主義ともいう）であったともいわれる。オーエンの協同コミュニティ建設の試みは、1820年代にイギリスやアイルランドあるいはアメリカにおいてもなされたものの、その成功を収めることはできなかった。いわば、コロニー建設を夢見ていた人々には、資金も経験も知識も不足していたのである。

そこで、とりあえず協同の購買店舗を設立して生活の向上を図るとともに、そこで協同体を建設するための資金や経験を蓄積しようという漸進的なプランが立てられる。1844年、この計画はマンチェスターにおいて職工28人による最初の協同組合であるロッチデール公正先駆者組合（公正開拓者組合）として結実し、近代協同組合の最初の一步となった。この組合の事務所に使った倉庫が残っており、今は博物館になっているという。

この組合は、当時としては大金の1人1ポンドずつ出し合い食料品や雑貨等を仕入れ、販売する活動を始めた。当時は、産業革命で1日18~19時間も働かされ、徹底して搾取されたため、自分たちで品物を仕入れて適正な価格で販売するのがそもそもの出発点だったのである。いわゆる消費協同組合であり、生活協同組合（生協）の系譜である⁷⁰⁾。

[82] ロッチデール原則

その過程でもっとも活躍をした人物は、かつてオーエン派の「社会伝道師」であったホリヨーク (George Jacob Holyoake. 1817~1906) であるといわれる。

70) 賀川豊彦が、ロッチデール先駆者組合をモデルにしたことについては、例えば、「こうべコープ」のサイトの記述にある (<http://www.kobe.coop.or.jp/about/toyohiko/establishment.html>)。

彼は、新聞・雑誌やパンフレット・著書・講演等で先駆者組合の宣伝に努めた
が、そのなかでもとくに、ロッヂデールにおける組合の運営方法の特徴である
14項を紹介したが、これは、国際協同組合同盟が今日制定する「協同組合原
則」の原型である「ロッヂデール原則」の原型となったもので、その後の国際
協同組合運動と協同組合研究にきわめて大きな影響を与えているといわれる。

ロッヂデール公正先駆者組合を支えたのが「ロッヂデール原則」で、協同組
合の6原則（8原則とも言われる）の基になったもので、協同組合の運営の基
本的な考え方、自分たちで暮らしを守る、相互の助け合いということで、具体
的には、

- 加入脱退の自由、
- 1人1票制の運営（出資金の多少に関係なく1票制で多数決）、
- 出資配当の制限（出資金の多い人が多く受け取る株式会社とは異なる）、
- 利用高による剰余の割り戻し（多く買った人には、その額に応じて多く
配分）、
- 教育の促進（組合の目的運営等を教育）⁷¹⁾、
- 協同組合間の協同（組合同士は仲良く、連帯する必要がある）

である。

ロッヂデール原則に相互扶助の考え方はあるが、“One for all, all for one.”の
語句は明示的には提示されていない。

9. 結び

“One for all, all for one.”は、「一人は万人のために、万人は一人のために」
という訳語として、広く使用され、相互扶助・相互主義や協調・連帯の絆を表
す象徴的な標語である。助け合いを旨とする保険や協同組織には不可欠であり、
意思ある金融（意思あるおカネ。市民事業に対する金融。金融 NPO・クラウ
ドファンディングなど）とか新しい公共にも繋がるものである。

ただし、その語源については、定まったものがない感があるので、本稿はその
文献的な整理を行なったものである。いずれにしても、1833年デュマの『ス

71) この5つ以外に、現金主義（生活に困るような掛け売りの弊害をなくす）、量目及び品質
本意（公正な取引）、政治的宗教的中立、市価主義（周辺の価格は上回らない）が入る（そ
の後の時代の変化で市価主義・現金主義・量目本位等は、現在は特に言われない）。

One for all, all for one.

イス紀行記』, 1841 年リストのスコア, 1843 年小田原報徳社・下館の報徳信友講設立, 1844 年ロッチデール公正先駆者組合設立とデュマの『三銃士』, 1845 年カベールの『イカリア旅行記』第 3 版, 1872 年ライファイゼンの『信用組合論』第 2 版といった諸事は, 19 世紀前半以降には “One for all, all for one.” が人口に膾炙していたことを示すものである。スイスでは法的ないし公式なものではないが伝統的に国のモットーとして掲げており, 連邦議事堂 (1902 年の建設) のドームの天井にもこの標語がある (付図 1)⁷²⁾。ただ, スイスのこの標語が何時からなのかは不明であり, 今後の課題でもある。これらに先立つ 18 世紀半ばの安藤昌益の論も文献学的には意味のあるものである。

〔参考文献〕

- Buchanan, J. M., “An Economic Theory of Clubs,” *Economica*, Vol. 32 Issue 125, Feb. 1965, pp. 1-14.
- , *The Demand and Supply of Public Goods*, Rand McNally, 1971. 山之内光躬・日向寺純雄訳『公共財の理論』文真堂, 1974 年。
- Cabet, E., *Voyage et adventures de Lord William Carisdall en Icarie*, 1840.
<http://gallica.bnf.fr/ark:/12148/bpt6k101970n>
, *Voyage en Icarie*, 1842.
第 2 版 (1845) <http://gallica.bnf.fr/ark:/12148/bpt6k101886z.r=voyage+en+Icarie.langFR>
第 4 版 (1846) <http://gallica.bnf.fr/ark:/12148/bpt6k113015g.r=Cabet+Voyage+en+Icarie.langEN>
第 5 版 (1848) Toronto Univ. <http://archive.org/details/voyageenicarie00cabeuoft>
Library of Congress
[http://openlibrary.org/books/OL24196043M/Voyage_en_Icarie\(Duke Univ. ver.\)](http://openlibrary.org/books/OL24196043M/Voyage_en_Icarie(Duke%20Univ.%20ver.))
(Duke Univ. <http://archive.org/details/voyageenicarie00cabe>)
- Cornes, R. and Sandler, T., *The Theory of Externalities, Public Goods, and Club Goods*, 1986 (2nd edition 1996), Cambridge University Press.
- Dees, J. and Anderson, B., “The Meaning of ‘Social Entrepreneurship’”, Kauffman Center for Entrepreneurial Leadership, 1998. (<http://www.caseatduke.org>)
- Dumas, A., *Impressions de voyage: En Suisse*, 1833.
[http://books.google.co.jp/books?id=Ngk7AAAACAAJ&printsec=frontcover&hl=ja&source=gbs_ge_summary_r&cad=0#v=onepage&q&f=false\(1868Ed.\)](http://books.google.co.jp/books?id=Ngk7AAAACAAJ&printsec=frontcover&hl=ja&source=gbs_ge_summary_r&cad=0#v=onepage&q&f=false(1868Ed.))

72) 国のモットーというのは, 多くの国で法定ないし事実上掲げている。例を挙げると, アメリカ合衆国は In God We Trust (英語, 我ら神を信ず) と事実上のものとして E pluribus unum (ラテン語, 多数から一つへ), フランスは Liberté, égalité, fraternité (フランス語, 自由, 平等, 博愛 (友愛)), 欧州連合は In varietate concordia (ラテン語, 多様性における統一), アルゼンチンは En Unión y Libertad (スペイン語, 統一と自由に於いて), イギリスは Dieu et mon droit (フランス語, 神と私の権利), などである。日本にはない。

社会イノベーション研究

<http://archive.org/details/impressionsdev01duma>

[http://archive.org/stream/impressionsdevo27dumagoog#page/n8/mode/2up\(1851Ed.\)](http://archive.org/stream/impressionsdevo27dumagoog#page/n8/mode/2up(1851Ed.))

<http://www.alexandredumasetcompagnie.com/images/1.pdf/EnSuisse.PDF>

, *Les Trois Mousquetaires*, 1844 (Nouvell Édition 1860). 生島遼一訳『三銃士(上)』岩波少年文庫, 1951年12月(分冊1985年10月第12刷)。同『三銃士(上)』岩波文庫改訳, 1970年10月(改版第57刷2011年10月), 丸山熊雄・鈴木力衛訳世界文学全集第3期第25巻『アレクサンドル・デュマ(三銃士)』河出書房新社, 1958年1月, 竹村猛訳『三銃士(上)』角川文庫, 2009年10月。

http://books.google.co.jp/books?id=ITMVAAAAQAAJ&printsec=frontcover&hl=ja&source=gbs_ge_summary_r&cad=0#v=onepage&q&f=false

<http://www.pitbook.com/textes/pdf/3mousquetaires.pdf#search='Dumas+Les+Trois+Mousquetaires'>

<http://www2.hn.psu.edu/faculty/jmanis/dumas/3musk1.pdf#search=%27Dumas+Tree+Mousqueteers%27>

http://ebooks.adelaide.edu.au/d/dumas/alexandre_pere/three

<http://www2.hn.psu.edu/faculty/jmanis/dumas/3musk1.pdf#search='Dumas+Tree+Mousqueteers>

Faulhaber, G., “Cross-Subsidization: Pricing in Public Enterprises,” *American Economic Review*, Vol. 65 No. 5, Dec 1975, pp. 966-977.

Greenbaum, S., Kanatas, G. and Venezia, I., “Equilibrium Loan Pricing Under the Bank-Client Relationships and Terms of Loans,” *Journal of Banking and Finance*, Vol. 13, 1989, pp. 221-235.

Katz, L. and Shapiro, C., “Network Externalities, Competition, and Compatibility,” *American Economic Review*, Vol. 75 No. 3, June 1985, pp. 424-440.

Sandler, T. and Tschirhart, J., “The Economic Theory of Clubs: An Evaluative Survey”, *Journal of Economic Literature*, Vol. 18 Issue 4, Dec. 1980, pp. 1481-1521.

and , “Club Theory: Thirty Years Later,” *Public Choice*, Vol. 93 Nos. 3-4, 1997, pp. 335-355.

Tiebout, C., “A Pure Theory of Local Expenditures,” *Journal of Political Economy*, Vol. 64 No. 5, Oct. 1956, pp. 416-424.

安孫子勇一「沖縄県の相対的な高金利 全国との比較による定量分析」RIETI Discussion Paper Series 06-J-041, 2006年8月31日。

「沖縄県の相対的な高金利-全国との比較による定量分析」筒井義郎・植村修一編『リレーションシップバンキングと地域金融』日本経済新聞社, 2007年5月 pp. 161-191。

安藤昌益『統道真伝』1752年, 安藤昌益研究会執筆・編集『安藤昌益全集』農村漁村文化協会, 第11巻, 1985年, 岩波文庫『統道真伝(上)』1966年8月第1刷・1991年10月第9刷, 同『(下)』1967年4月第1刷・1991年10月第8刷。

近見正彦・吉澤卓哉・高尾厚・甘利公人・久保英也『新・保険学』有斐閣, 2006年12月。

服部文男『マルクス探索』新日本出版社, 1999年8月。

堀田一吉『保険理論と保険政策』東洋経済新報社, 2003年12月。

井堀利宏『ゼミナール 公共経済学入門』日本経済新聞社, 2005年6月。

稲葉陽二・松山健士編『日本経済と信頼の経済学』東洋経済新報社, 2002年6月。

『ソーシャル・キャピタル - 「信頼の絆」で解く現代経済・社会の諸課題 - 』生産性

- 出版, 2007年5月。
- ・大守隆・近藤克則・宮田加久子・矢野聡・吉野諒三『ソーシャル・キャピタルのフロンティア - その到達点と可能性 -』ミルネヴァ書房, 2011年3月。
- 本間照光「国際協同年と賀川豊彦 - よりよい世界と地域のために -」『信用金庫』第66巻第12号, 2012年12月, pp. 56~61。
- 水島一也『近代保険論 - 近代保険の生成と展開 -』千倉書房, 1970年1月。
- 『近代保険の生成』千倉書房, 1975年5月。
- 「保険制度と経営主体 - 伝統理論の神話をめぐって -」『所報(生命保険文化研究所)』第49号, 1979年12月, p. 1~18。
- 「相互会社と相互主義」『国民経済雑誌』第145巻第2号, 1982年2月, pp. 21~35。
- 宮川公男・大守隆編『ソーシャル・キャピタル - 現代経済社会のガバナンスの基礎 -』東洋経済新報社, 2004年9月。
- 村本孜「協同組織金融機関の理論的整理とガバナンス - 内部補助理論, クラブ財理論などによる試み -」『成城大学社会イノベーション研究』第4巻第1号, 2009年1月, pp. 51~85。
- 『リレーションシップ・バンキングと知的資産』金融財政事情研究会, 2010年12月。
- 長濱守信「新相互会社論」『保険学雑誌』第538号, 1992年9月, pp. 47~68。
- 長山雅幸「19世紀フランス共産主義論争の一齣 - Th. デザミ著『カペー氏の中傷と略政をめぐって -』『富士大学紀要』第34巻第2号, 2002年3月。
- (http://www.geocities.co.jp/CollegeLife-Library/6752/Dezamy_et_Cabet-j.html に掲載。)
- 野津務『相互保険の研究 - 特に其の法的性質を中心として -』有斐閣, 1935年7月(野津務保険法論集第3巻, 1965年)
- 澤野孝一朗「地方自治と市町村合併に関する実証分析とその議論 - 財政・分権・住民自治 -」『オイコノミカ』第42巻第4号, 2006年3月, pp. 219~249。
- 柴田弘文・柴田愛子『公共経済学』東洋経済新報社, 1988年12月。
- 高田しのぶ・茂野隆一「水道事業における規模の経済性と密度の経済」『公益事業研究』(公益事業学会), 1998年第1号, pp. 37~44。
- 高橋康雄「第一生命の株式会社化・上場 - いちばん人を考える会社へ -」『生命保険経営』第79巻第2号, 2011年3月, pp. 3~23。
- 武田久義「日本保険思想史の一局面 - 安藤昌益の思想について考える - (1)・(2)・(3)・(4)」『桃山学院大学経済経営論集』第52巻第3号 2010年12月, 第52巻第4号 2011年3月, 第53巻第1号 2011年7月, 第53巻第2号 2011年10月。
- (<http://www.006.upp.so-net.ne.jp/hizumi/andousyouekizen.pdf#search=%E6%AD%A6%E7%94%B0%E4%B9%85%E7%BE%A9+%E6%97%A5%E6%9C%AC%E4%BF%9D%E9%99%BA%E6%80%9D%E6%83%B3%E5%8F%B2%E3%81%AE%E4%B8%80%E5%B1%80%E9%9D%A2> に一括掲載。)
- 田中廣滋・御船洋・横山彰・飯島大邦『公共経済学』東洋経済新報社, 1999年6月。
- 谷本寛治「ソーシャル・ビジネスとソーシャル・イノベーション」『一橋ビジネスレビュー』第57巻第1号, 2009年夏, pp. 26~41。
- 刀禰俊雄・北野実『現代の生命保険』東京大学出版会, 1993年6月。
- 植草益『公的規制の経済学』筑摩書房, 1991年2月。
- 『公的規制の経済学』NTT出版, 2000年7月。

社会イノベーション研究

宇野典明『新保険論 - 保険に関する新たな基礎理論の構築 - 』中央大学出版部, 2012年10月。

山内義弘「実質的意味の相互保険事業をめぐる“営利”保険説の今日的意義について - 保険業法第3条と「保険事業の意義」に関連して - 』『保険学雑誌』第498号, 1982年

「“相互会社”と“相互主義”について」『所報（生命保険文化研究所）』第65号, 1983年, pp. 108~135。

渡辺孝「ソーシャル・イノベーションとは何か」『一橋ビジネスレビュー』第57巻第1号, 2009年夏, pp. 14~25。

*) 教員特別研究助成「イノベーションの推進における政策と戦略との相互作用に関する総合的研究」の成果の一部である

(付図1) スイス連邦議会議事堂(連邦院)のドームの天井

(ラテン語の“*One for all, all for one.*”である“*Unus pro omnibus, omnes pro uno*”が見える)



(出所) http://en.wikipedia.org/wiki/Unus_pro_omnibus%2C_omnes_pro_uno

One for all, all for one.

(付図2) スイス1874年改正憲法のメモリアルページ

(台座にドイツ語の“EINER FÜR ALLE, ALLE FÜR EINEN.”がある)



(出所) http://translate.google.co.jp/translate?hl=ja&sl=en&tl=ja&u=http%3A%2F%2Fen.wikipedia.org%2Fwiki%2FFile%3AGedenkblatt_1874.jpg&anno=2